

第10回 地方法人課税のあり方等に関する検討会
議事次第

平成25年7月30日(火)
15:00～17:00
合同庁舎2号館7階 省議室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 地方消費税の清算基準について
 - (2) 論点の整理について
- 3 閉会

配布資料

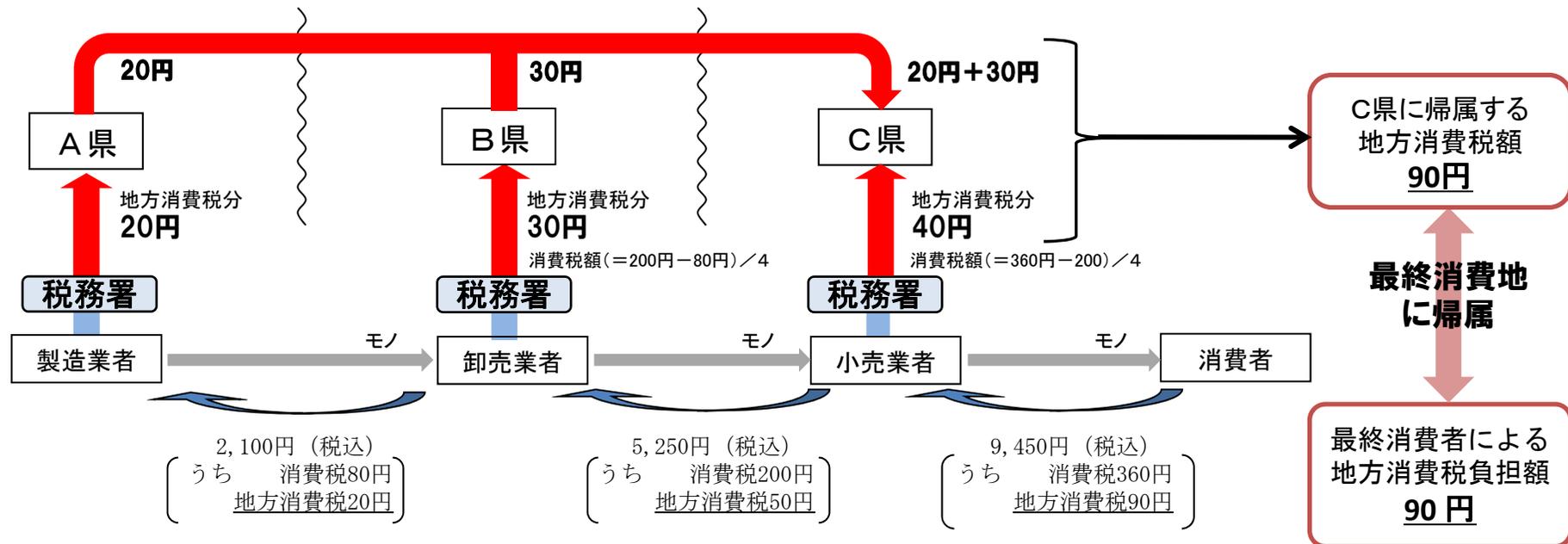
- (資料1) 地方消費税の清算基準について
- (資料2) 論点の整理(案)
- (参考資料1) 税源の偏在と財政力格差関係資料
- (参考資料2) 経済財政運営と改革の基本方針等について
- (参考資料3) 地方法人課税関係資料

地方消費税の清算基準について

消費税(国・地方)の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算

- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税金は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき(仕向地原則)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
 また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「税金が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と税金の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税金を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



現行の清算基準とウェイトの考え方

1. 現行の清算基準

清算基準の割合	ウェイト
「小売年間販売額」(商業統計) 「サービス業対個人事業収入額」(サービス業基本調査)の合算額	6 / 8 (75%)
「人口」(国勢調査)	1 / 8 (12.5%)
「従業者数」(経済センサス基礎調査)	1 / 8 (12.5%)

2. 清算基準に係る 6 / 8 (75%) 部分の考え方

		国民経済計算の最終消費支出			
商業統計 (H3調査)	143.6兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{2\text{年度 } 2,464,462\text{億円}}$	=	159.1兆円
サービス業 基本調査 (H元調査)	34.5兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{63\text{年度 } 2,182,328\text{億円}}$	=	43.2兆円
					【指定統計で把握できる消費】計 202.3兆円
<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度消費税込(決算額) 7.0兆円 ① ・平成6年度消費税込(補正予算) 7.2兆円 ② ・中小特例 0.6兆円 ③ 					
$((\text{①} + \text{②}) / 2 + \text{③}) \div 3 / 103 = \underline{264.4\text{兆円}}$					
【消費税の課税ベース】					
		指定統計で把握できる消費	202.3兆円	=	76.5%
		消費税の課税ベース	264.4兆円	≒	75%

3. 清算基準に係る 2 / 8 (25%) 部分の考え方

商業統計やサービス業基本調査では都道府県ごとの小売年間販売額又はサービス業対個人事業収入額が把握できない部分(2 / 8部分)については、消費譲与税の譲与の基準としても用いられていた「人口」及び「従業者数」により代替することとした。

なお、消費譲与税の譲与基準については、対都道府県分は人口 : 従業者数 = 1 : 3により按分、対市町村分は人口 : 従業者 = 1 : 1により按分することとされていた。

本検討会における地方消費税の清算基準に関する主な御意見

【清算基準の見直しの必要性に関するもの】

- (法人課税の代替財源として、地方の消費課税のウェイトを高めることも1つのアイデアである旨の文脈で)ただ、地方消費税については、清算基準が大丈夫なのかということ、もう一度検討する部分があるかもしれない。
- 地方消費税と税源交換をする場合に考えなければならないのは、清算基準を精緻化するという問題。
- 現行の清算基準に用いている基幹統計では、一方で計上されてない部分があると同時に、他方で本来計上すべきでない最終消費が含まれている。
- また、非課税取引にかかわる控除できない仕入れ税額も地方消費税の清算基準にすべきであるが、現行の清算基準には全く算入されていないという問題がある。
- 今後の方向性としては、経済センサス活動調査が25年度公表される予定であると聞いているので、この経済センサス活動調査によって、より精緻な清算基準の改善を進める必要があるのではないか。

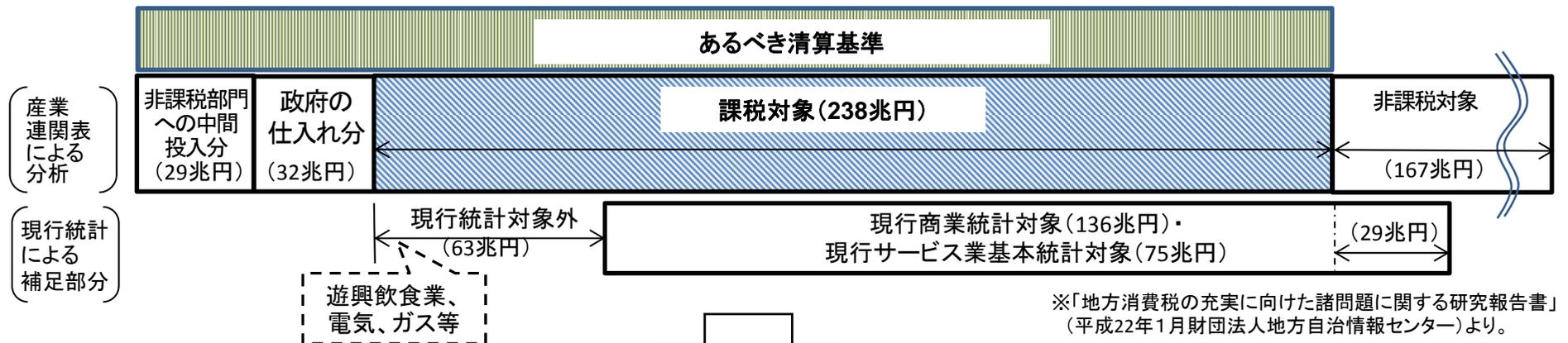
【その他】

- 地方消費税の清算基準で財政需要も考慮して配分をするというのは、これは無理筋だと思う。では、譲与税の形でやることができるのかというときに、譲与税という制度本来の趣旨からすると、どこまで財政需要のことを考慮して譲与税というものを考えることができるのかという整理が必要となる。
- 地方消費税の清算基準を実質的に財政力格差が縮むように設定することも考えられるため、格差是正のためのやり方は、交付税のほかに地方税制度の枠組みの中でやれることをいろいろ考えていくべき。

現行の清算基準の課題

- 現行の清算基準(「消費に相当する額」の基準)については、
 - 「サービス業基本調査」では把握できない業種が少なからずあること(遊興飲食業、電気、ガス等)
 - 消費税には非課税とされる取引があるが、「サービス業基本調査」には、当該非課税取引分まで含まれていること
 - 一方、非課税取引を行った事業者自身は、仕入れの段階で消費税分を含んだ額を支払っており、その額は仕入れ税額控除の対象とならないため、最終的な消費税の負担者である。こうした事業者による「非課税部門への中間投入分」についても、清算基準に含めるべきであること
 - また、政府部門は負担した消費税を他に転嫁できないという意味において、最終的な消費税の負担者であり、こうした「政府の仕入れ分」についても清算基準に含めるべきであること
- 等の課題が指摘されているところ。

【平成17年産業連関表を用いた分析結果※】



平成25年8月以降に順次公表される予定である、全業種を対象にした新しい基幹統計「経済センサス活動調査」を活用することにより、上記の課題を踏まえつつ、清算基準をより精緻化する方向で検討作業に着手しているところ。

參考資料

経済センサスの概要

1 調査の意義・目的

- 我が国全体の経済活動を同一時点で横断的に把握する基本的な統計の整備
- 全産業分野を網羅した事業所・企業の共通母集団名簿の整備

2 大規模統計調査の統合

(※現行の地方消費税の清算基準に用いている統計のみを記載)

- 事業所・企業統計調査
 - サービス業基本調査
- } 廃止

- 商業統計調査 ⇒ 平成21・24年は実施せず。26年以後、経済センサス活動調査実施の2年後に実施。

3 調査の概要

- 基幹統計調査として実施
- 農林漁家、家事サービス業、外国公務を除く、全ての事業所及び企業を対象
- 平成21年に行政記録等の企業の名称・所在地等の情報を利用し、事業所・企業の捕捉に重点を置いた「経済センサス基礎調査」を実施(平成21年7月実施。平成23年6月確報公表)
- 平成21年の「経済センサス基礎調査」により得られた情報を有効に利用して、平成23年度に経理項目の把握に重点を置いた「経済センサス活動調査」を実施(平成24年2月実施。平成25年8月末以降順次確報公表)

4 対象把握の改善

登記簿情報により、これまで調査員調査では把握困難だった事業所を把握

Ⅱ 税制抜本改革の推進

1 社会保障と税の一体改革

(4)「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入される経済センサスによっては正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

論点の整理(案)

I . 税源の偏在性について

I - ① 税源の偏在性・財政力格差を何で評価するかについて

I - ② 現在の税源偏在の状況の評価について

I - ③ 税制抜本改革等の影響をどう考えるかについて

II . 税制における是正方策と地方法人課税のあり方について

II - ① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について

II - ② 税制、地方交付税及び譲与税それぞれの役割分担について

II - ③ 分割基準・清算基準について

II - ④ 地方共同税について

I . 税源の偏在性について

I - ① 税源の偏在性・財政力を何で評価するかについて

- 「一人当たり一般財源」で評価することについてどう考えるか。
- 「留保財源＋財源超過額」で評価することについてどう考えるか。
 - ※ 地方交付税の算定に用いられている基準財政需要額は、地方団体が合理的、妥当な水準で行政を行う場合の財政需要と位置付けられており、これを上回る歳入は留保財源又は財源超過額となる。
- 地方団体が提供する行政サービスの大きさについてどう考えるか。
 - 〔 基準財政需要額相当分
基準財政需要額を超える部分
- 一般財源の基準財政需要額に対する比率についてどう考えるか。

I - ① 税源の偏在性・財政力を何で評価するかについて（続き）

【一人当たり一般財源】

（検討会における主な意見）

- ・ 税の偏在といった時に、一つの税目だけの偏在を問題にするのか、地方税全体の税制としての偏在を問題にするのか、地方交付税制度も踏まえた歳出を一体として議論するのかということを考えることが必要。
- ・ 地方法人課税の偏在が言われるが、財政調整制度も存在しており、一般財源ベースで見た偏在度も含めて考えないと議論が偏る。

【留保財源＋財源超過額】

（検討会における主な意見）

- ・ 財政の余裕度の格差は1人当たりの一般財源の比較では分からず、留保財源と財源超過額の合計額で比較して考えるべき。

I - ① 税源の偏在性・財政力を何で評価するかについて（続き）

【地方団体が提供する行政サービスの大きさ】

（検討会における主な意見）

- ・ 税源偏在の是正を考えるに当たっては、税収が充当される行政サービスの大きさを考慮に入れる必要がある。
- ・ 税源の偏在がなぜいけないのかというと行政需要との関係で足りない団体があるからであるが、難しいのはその行政需要について、何をどこまで全国で一律に提供すべきものなのかの評価である。
- ・ 地方法人課税のあり方という点からすると、企業が受け取っている行政サービスとの見合いで偏在を考えるのであれば、昼間人口も踏まえて考えるべき。

【一般財源の基準財政需要額に対する比率】

（検討会における主な意見）

- ・ 一人当たりの留保財源＋財源超過額は偏在度が高いのに比べて、一人当たりの一般財源については偏在度が低いというのはどういうことか疑問。

I－② 現在の税源偏在の状況の評価について

- 地方法人特別税・譲与税がある中での現在の税源偏在の状況についてどう評価するか。
- 地方消費税の引上げにより「偏在性の小さい地方税体系の構築」が行われたとする考え方と、道半ばであるとする考え方の両論があることについてどう考えるか。
- 平成17～18年度の税源偏在の状況を踏まえて、その是正が必要として平成20年度税制改正で地方法人特別税・譲与税を成立させた国会の意思をどのように考えるか。
- 都道府県間の税源偏在と市町村間の税源偏在についてどう考えるか。

I－② 現在の税源偏在の状況の評価について（続き）

【現在の偏在の状況の評価】

（検討会における主な意見）

- ・ 都道府県間の税源の偏在度について、基準をどの時点で採用するかによって変わってくるため、比較の仕方には注意が必要。

【地方消費税引上げによる偏在性の小さい地方税体系の構築】

（検討会における主な意見）

- ・ 社会保障・税一体改革関連法による地方消費税率の引上げは、地方の社会保障財源を確保する措置であり、「偏在性の小さい地方税体系の構築」は行われておらず「税制に抜本的な改革」は道半ばであり、さらに消費税・地方消費税の税率を引き上げる段階までに地方法人課税の抜本的な改革を行い、その際に特別税制度を廃止すべきと考えられる。

一方、次の消費税増税の機会は暫く先であり、少なくとも偏在性の小さい地方消費税が今回充実されたことから、速やかに特別税制度を抜本的に見直すべきではないか。

I－③ 税制抜本改革等の影響をどう考えるかについて

- 法人課税の動向についてどう評価するか。
- 税制抜本改革に伴う地方消費税の増収をどう考えるか。

【法人課税の動向】

(検討会における主な意見)

- ・ 26年度以降を考えると、景気回復による税収増、地方消費税の増で20年度の地方法人特別税・譲与税創設時の偏在の状況がにわかになくなった訳ではない。

【地方消費税の増収】

(検討会における主な意見)

- ・ 地方消費税の増収が、交付団体では交付税の減少と相殺され、不交付団体ではそのまま財源超過額に乗ってくることを考えると、財政力の格差が縮小するとは言えない。
- ・ 地方消費税が増えると財源超過額が増える団体がある一方で、交付団体は臨時財政対策債が減るのみという指摘があるが、ではなぜ地方消費税の配分の際、全部交付税原資にしなかったのかということになってしまう。
- ・ 地方法人特別税・譲与税を廃止しても地方消費税が引き上げられれば、基準の見方によって、偏在度が高まるという意見と、現在より高くないという意見があるが、どちらが正しいのか。

Ⅱ．税制における是正方策と 地方法人課税のあり方について

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について

- 法人も「地方の行政サービス」の受益を受けている以上、それに見合った税負担が必要であるということについてどう考えるか。
- その際、地方税において法人に税負担を求める上でどのような点を考慮すべきか（応益性・応能性）。
 - ・法人住民税均等割
 - ・法人住民税法人税割
 - ・法人事業税（外形標準課税、所得割） 等
- 都道府県と市町村の法人課税をどう考えるか。
- 地方の法人所得課税についてどのように考えるか。
- 今後の法人課税の動向について、その影響をどう考えるか。

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について（続き）

【法人が受ける地方の行政サービス】

（検討会における主な意見）

- ・ 地方法人二税は、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うために当該サービスを受ける法人に課税するもの。
- ・ 地方法人二税が課税自主権を活用した税源涵養インセンティブの機能も果たしていることに留意すべき。

【法人に求める税負担】

（検討会における主な意見）

- ・ 法人事業税は、法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税、法人住民税は地域の構成員である法人が行政サービスの経費を負担するという考え方に基づく税であり、歴史的沿革を見ても、地方税としてそれぞれ重要な役割を担っている。
- ・ シャウプ勧告により創設された附加価値税は施行されずに廃止されたが、応益性の原則、負担分任原則から見て望ましい外形標準課税としての側面があり、最終的に法人事業税の外形標準課税として実現したという歴史を考える必要がある。
- ・ 事業税と住民税は分けて議論を進めた方がいい。外形標準課税導入後、事業税の偏在度は住民税の法人税割と比較してかなり安定している。

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について（続き）

【外形標準課税】

（検討会における主な意見）

- ・ 法人の行政サービスからの受益の測定や特定は難しい。便宜的には、物税として外形的な基準で課税することが望ましい。
- ・ 法人事業税については、中小法人の負担に引き続き配慮しつつ、税収の安定化、偏在の是正に効果がある付加価値割など外形標準課税の拡大を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当。
- ・ 付加価値割の割合を拡大することで偏在是正効果が期待できるのであれば、税制の中で偏在是正のためにやれることはやる必要があるのではないか。
- ・ 外形標準課税は仕向地課税にはできず、国境調整ができないことから国際競争には不利。拡大することが日本経済にとって本当によいか。また、所得課税が減って企業の空洞化が防げるという効果は必ずしもあるとは言えないのではないか。
- ・ 法人課税は法人が現に受けている行政サービスの見合いという点からすると、各地域の赤字法人は負担していないという議論になり、そうすると外形標準課税を拡大していけばいいということになるが、現実にはなかなか厳しい。
- ・ 実効税率は外形標準課税の拡大により引き下がる。

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について（続き）

【都道府県と市町村の法人課税】

（検討会における主な意見）

- ・ 地方団体は法人に選挙権がないので安易に負担を求めるとの議論があるが、法人は地域にとっては巨大な存在。地方団体（都道府県・市町村）の基幹税の一つとして地方法人二税を維持していくことが適当。
- ・ 法人には投票権が与えられず、課税の意思決定に関与できない問題がある。法人と株主が同じ地域内に所在する可能性が高まることから、法人課税は広域の政府が行うことが望ましい。

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について（続き）

【地方の法人所得課税】

（検討会における主な意見）

- ・ 法人所得課税は景気により税収が大きく変動し、税源の偏在も著しいことから、地方税の基幹的税目としては不適當。
- ・ 法人所得課税を強化すると法人が逃げるため租税輸出が生じうる。また、税収に占める法人課税のウェイトが高い場合には巨大企業の動向が自治体の財政状況に影響する。
- ・ 企業の活動は、その従業員の生活を含めて特定の地域の中で完結することはまれであり、地方法人所得課税は各自治体固有のものではなく自治体共有の財源と捉えるべき。

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について（続き）

【今後の法人課税の動向】

（検討会における主な意見）

- ・ 法人課税の問題は地方税の中で自己完結せず、グローバル経済に関わる問題。法人実効税率を下げるべき。
- ・ 経済界は税率を引き下げることで国の経済成長や国際競争力を高めるとの主張であるが、必ずしもそうとは限らないという考え方もある。法人税率は競争力の一つの要素に過ぎず、代替税源がなかなか見つからないのに減税をすることで社会的なインフラや行政サービスを切り捨てるリスクもある。
- ・ 法人実効税率を国際比較して、日本は地方の法人課税の負担が大きいという議論があるが、地方が対企業の行政サービスを担っていることを同時に考えないと議論できない。
- ・ 今後、成長戦略の視点による改革に的確かつ機動的に対応するためには法人所得課税を国が一元的に管理することが望ましい。

Ⅱ－② 税制、地方交付税及び譲与税それぞれの役割分担について

- 税制、地方交付税及び譲与税それぞれの役割分担について、どう考えるか。
- 税制でどの程度まで税源の偏在と財政力格差の是正を追求すべきと考えるか。
- 地方法人特別税等に関する暫定措置法については、「偏在性の小さい地方税体系の構築」までの暫定措置であると考えてよいのか。

Ⅱ－② 税制、地方交付税及び譲与税それぞれの役割分担について(続き)

【税制、地方交付税及び譲与税の役割分担】

(検討会における主な意見)

- ・ 地方法人特別税・譲与税の導入は緊急避難的な措置としてやむを得なかったと思うが、個別の税について税収の配分を調整することが、財政調整制度として地方交付税がある中でどこまで許容されるのか。
- ・ 税制に財政調整機能を組み込むことは、あるべき地方税の原則から離反するおそれ大きい。財政調整は地方交付税によることが望ましい。
- ・ 今の地方法人特別税・譲与税の制度自体は、課税自主権の問題や偏在のことを考えてもやはり無理があり、もしこのまま残すのであれば、考え方を整理してわかりやすくしなければならない。
- ・ 地方税は地方税で原理原則を通せばよい、財政調整は地方交付税で行うのだからという意見があるが、それができるのであれば、苦労はしないというのが、平成20年度の特別税・譲与税創設の際の議論。原理原則を通せない状況において地方譲与税を使わざるを得なかったという経緯も踏まえて議論すべき。
- ・ 税の世界では筋を通すということが非常に重要であるが、譲与税という枠組みを使って、交付税では調整できない不交付団体と交付団体間の調整をすることは可能なのではないか。
- ・ 財源超過額が特に大きい団体の存在を前提とすると、不交付団体を含めた地方団体間の財政力格差の縮小のためのメカニズムを、地方税内部に入れることを考えるべき。

Ⅱ－② 税制、地方交付税及び譲与税それぞれの役割分担について(続き)

【税制による税源の偏在と財政力格差の是正】

(検討会における主な意見)

- ・ 偏在性をなくすという場合に、一つの税だけでやるかどうか。もともと税の偏在はどうしても存在する。

【地方法人特別税等に関する暫定措置法】

(検討会における主な意見)

- ・ 地方法人特別税・譲与税は消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として導入されたものであり、今回の消費税率の引上げに併せて廃止されなければならない。
- ・ 社会保障・税一体改革関連法による地方消費税率の引上げは、地方の社会保障財源を確保する措置であり、「偏在性の小さい地方税体系の構築」は行われておらず「税制に抜本的な改革」は道半ばであり、さらに消費税・地方消費税の税率を引き上げる段階までに地方法人課税の抜本的な改革を行い、その際に特別税制度を廃止すべきと考えられる。
一方、次の消費税増税の機会は暫く先であり、少なくとも偏在性の小さい地方消費税が今回充実されたことから、速やかに特別税制度を抜本的に見直すべきではないか。(再掲)

Ⅱ－③ 分割基準・清算基準について

- 複数の地方団体に事務所等を有する法人について団体間の課税権を調整するための地方法人課税の分割基準や、最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるための地方消費税の清算基準についてどう考えるか。

(検討会における主な意見)

- ・ 地方法人課税の分割基準は、あくまで行政サービスの受益と負担の関係の中、あるいは税源の所在地と税収の帰属地が一致する形での基準でなければならない。財政調整手段を組み合わせる形で分割基準を用いることは、税の論理ではなく、再分配の論理がまざり分割基準を歪める。
- ・ 税の世界では筋を通すということが非常に重要であり、分割基準や清算基準に財政調整の観点を持ち込むことは避けるべき。

Ⅱ－④ 地方共同税について

○ 地方共同税についてはどう考えるか。

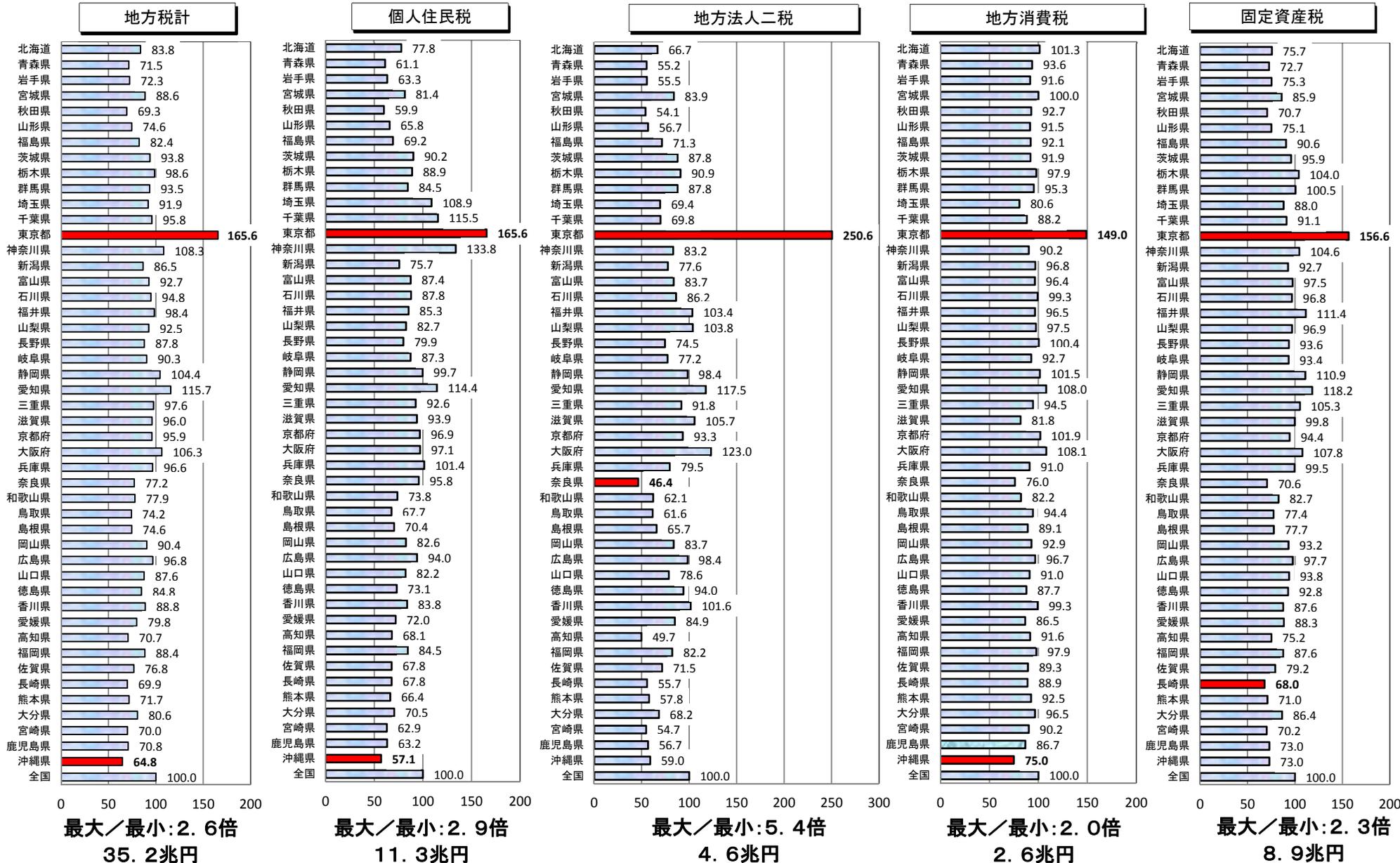
(検討会における主な意見)

- ・ 地方法人課税又は地方消費税の一部を、「全都道府県共通の課題のために課す税」である地方共同税と位置付け、客観的指標により配分してはどうか。
- ・ 税源の所在地と税収の帰属地が一致しない地方共同税は、受益と負担の関係を断ち切り、地方の課税自主権を自ら否定するものであり、もはや地方税とは言えない。

税源の偏在と財政力格差 関係資料

地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度決算額)

第2回検討会
事務局提出資料

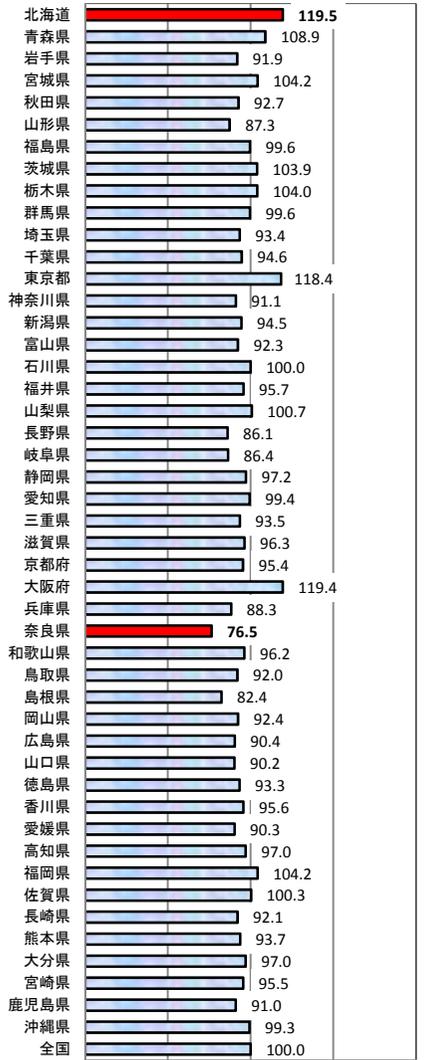


※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである
 ※ 地方税計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである
 ※ 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く
 ※ 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く
 ※ 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く
 ※ 「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による

地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度)

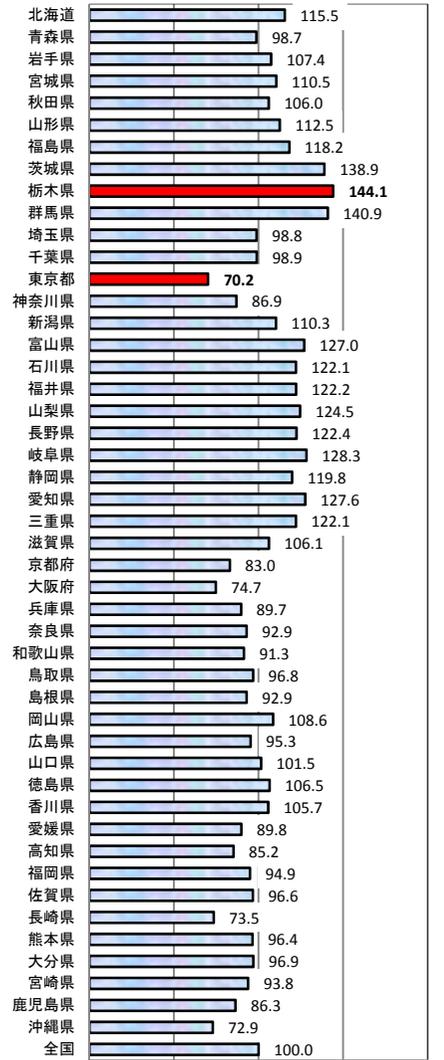
第2回検討会
事務局提出資料

地方たばこ税



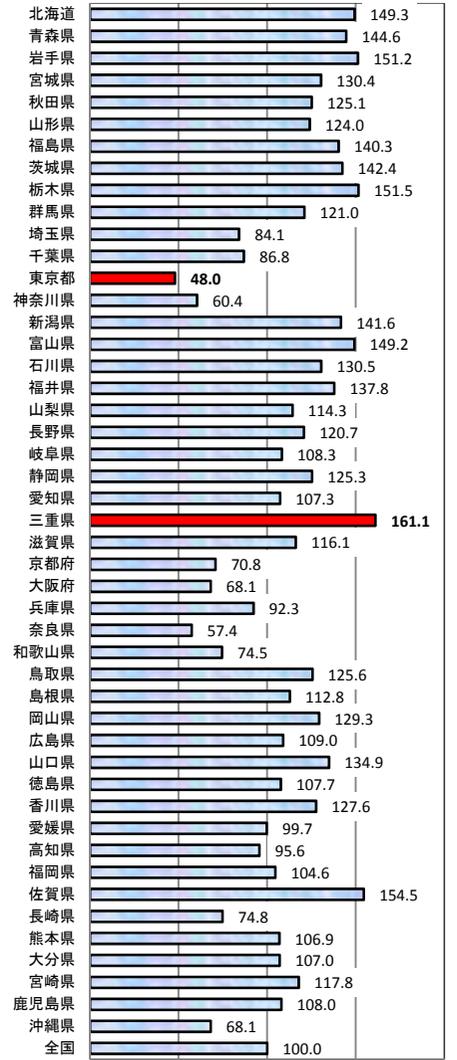
最大/最小: 1.6倍
1.0兆円

自動車税



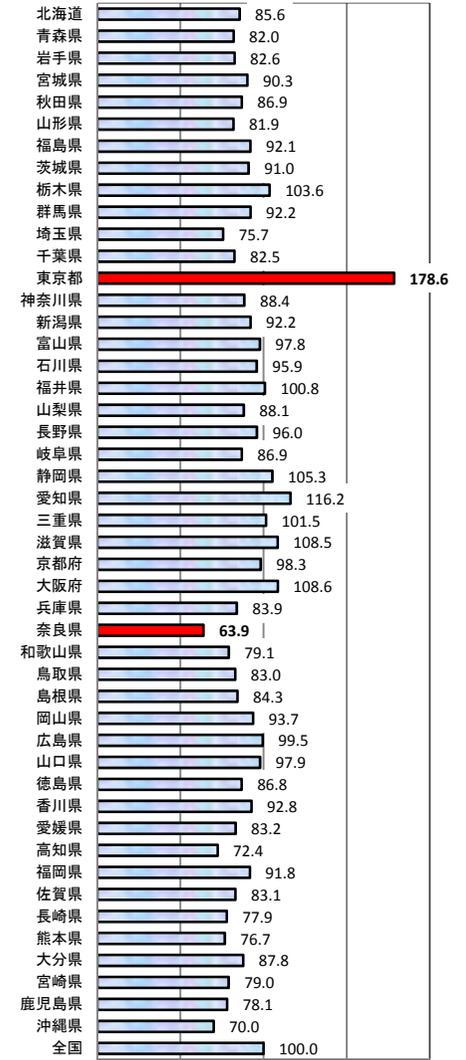
最大/最小: 2.1倍
1.6兆円

軽油引取税



最大/最小: 3.4倍
0.9兆円

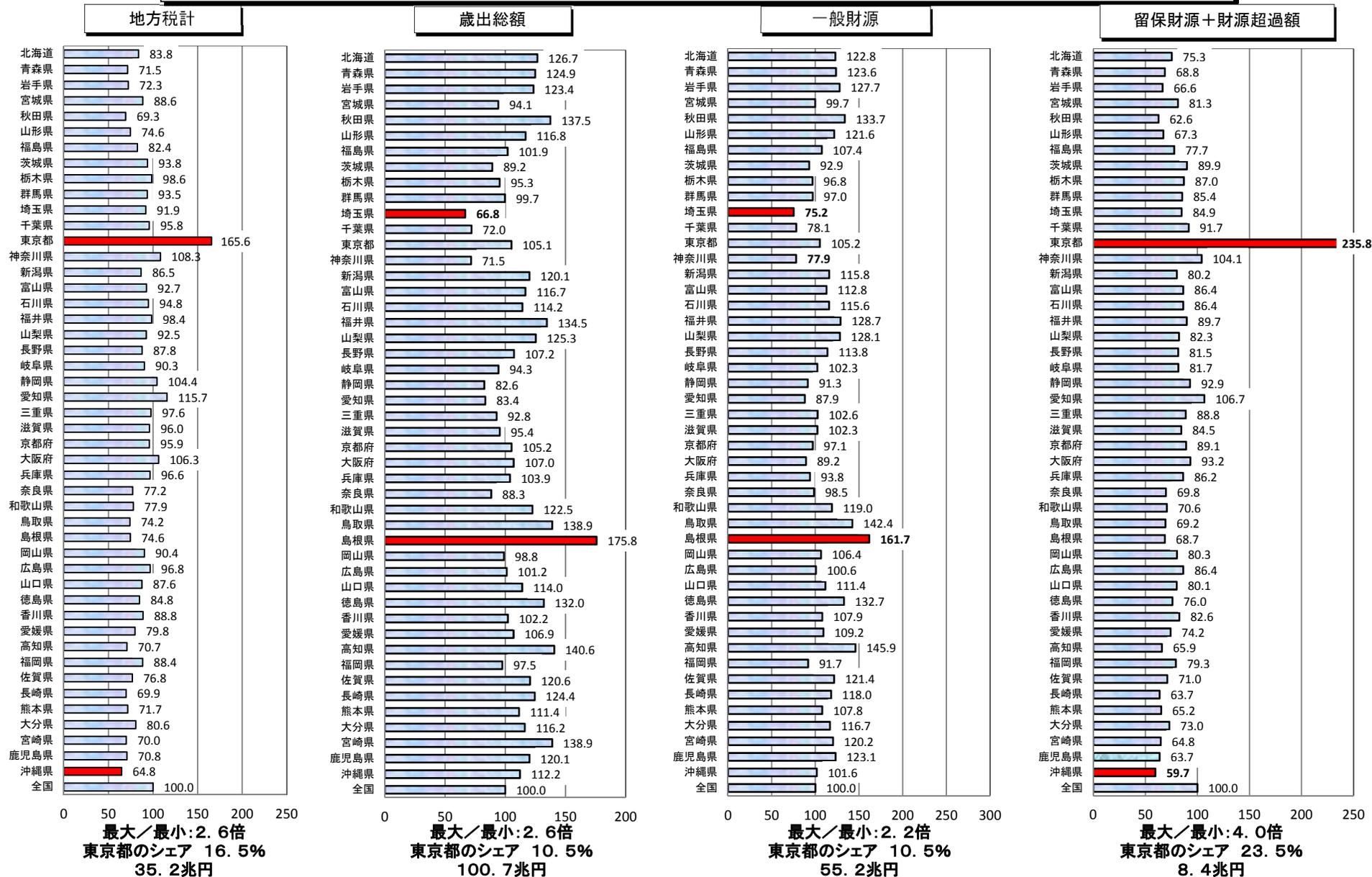
(参考) 県内総生産(平成21年度)



最大/最小: 2.8倍
483.2兆円

※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである
 ※ 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である
 ※ 自動車税の税収額は、超過課税分を除いた額である
 ※ 軽油引取税の税収額は、平成21年度改正前の目的税分を含む額である
 ※ 「最大/最小」は、各都道府県別の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による
 ※ (参考)は平成21年度の人口一人当たりの県内総生産額である

人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成22年度）



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である

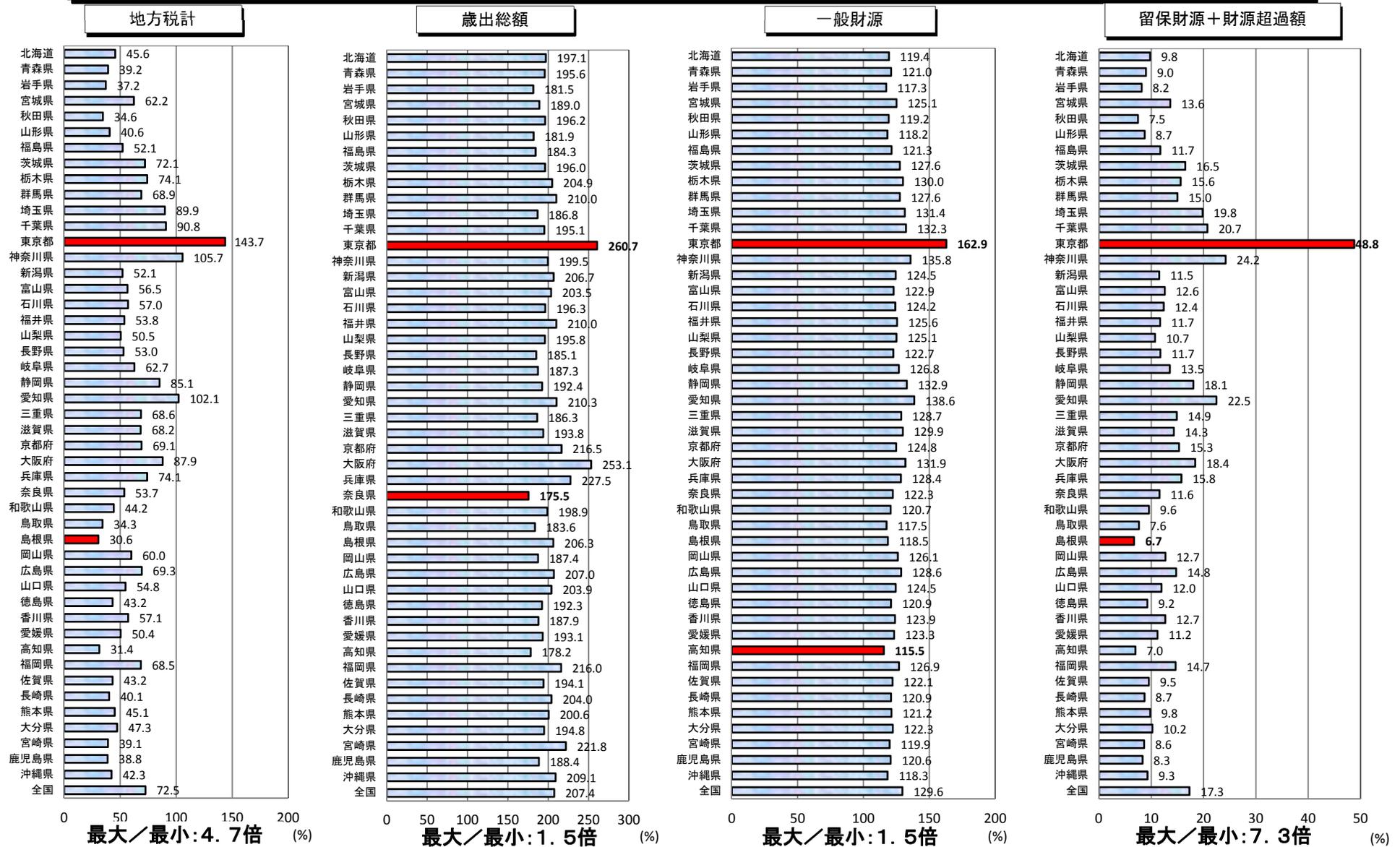
※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である

※人口は平成22年度末時点の住民基本台帳人口による

税收等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率 (平成22年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である

※基準財政需要額は、平成22年度再算定後の数値であり臨時財政対策債発行可能額を含む

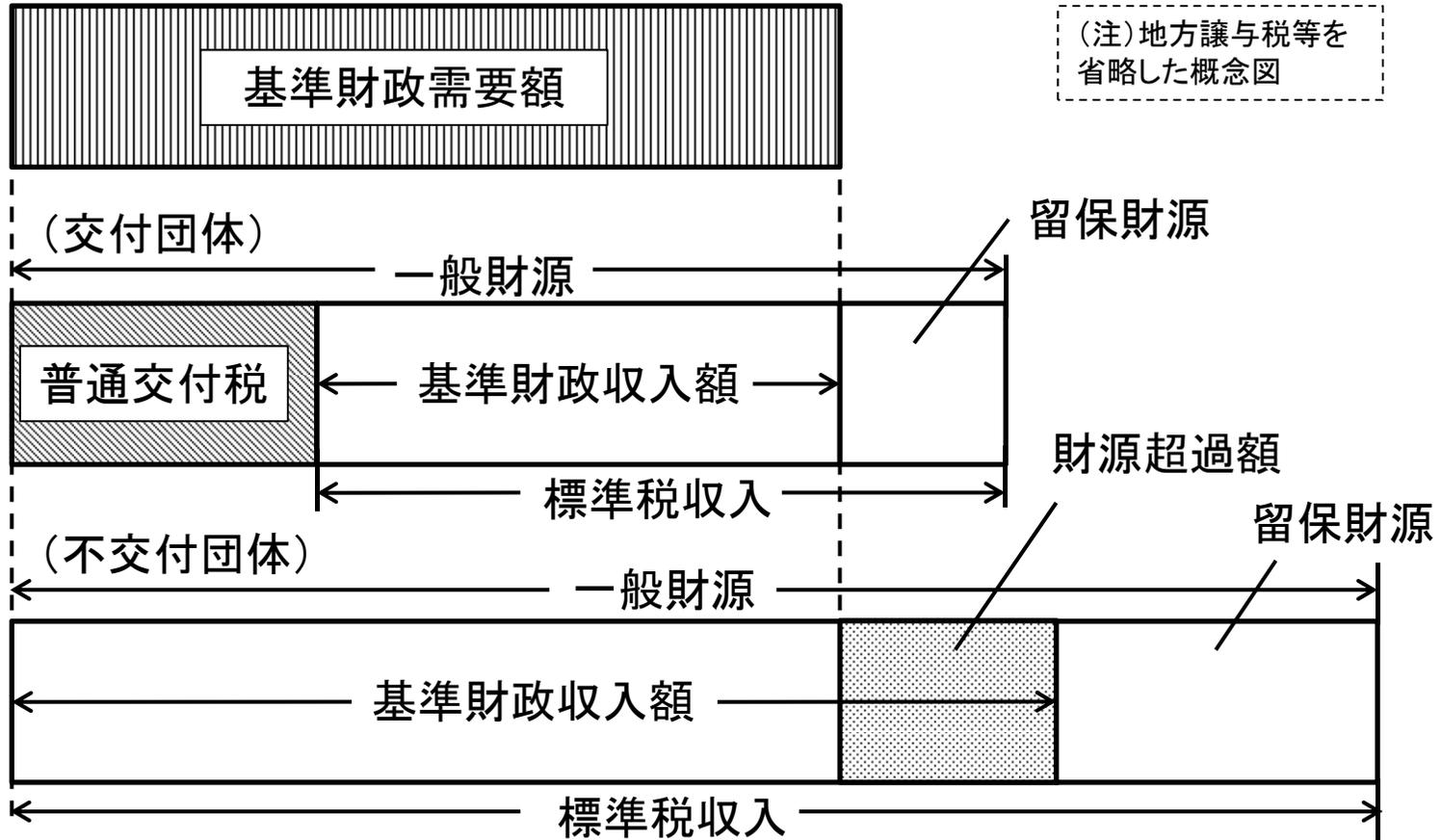
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

(説明)

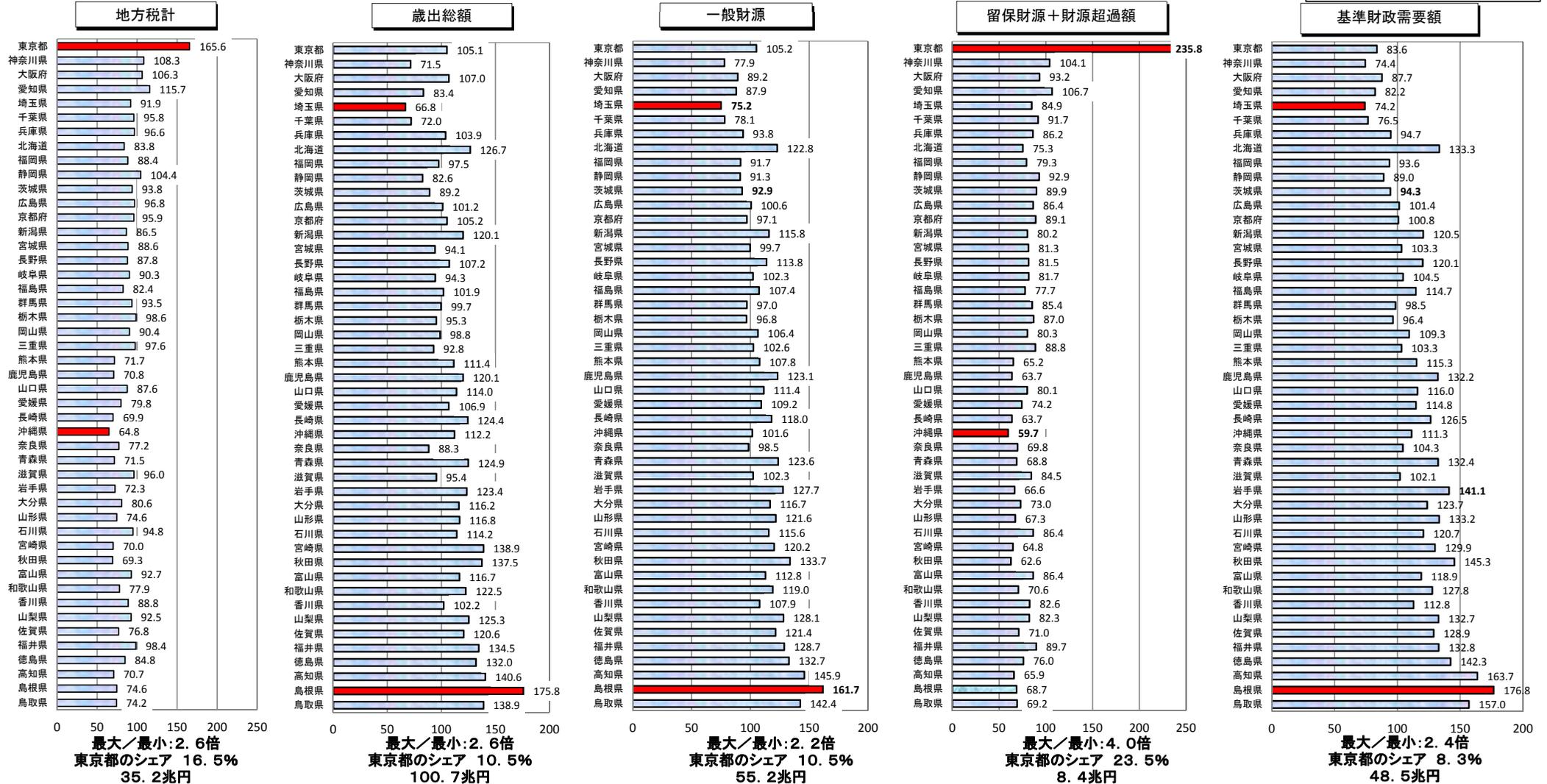
1 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について



- 2 「地方税計」には地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外税の額を除く
- 3 「歳出総額」は一般財源のほか国庫補助金、地方債等を財源とするものを含めた、地方団体が行政サービスの提供等に要したすべての経費（基準財政需要財政額より大きくなる）
- 4 「一般財源」は用途が特定されず、地方団体がどのような経費にも使用できる財源であり、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の総額
- 5 人口1人当たりの税収額の指数は、各都道府県の地方税収額（市町村分を含む。以下同じ）を人口で除して「各都道府県の人口1人当たりの税収額」を、全国計の地方税収額を全国の人口で除して「全国の人口1人当たりの税収額」を算出し、前者を後者で除して100倍したもの

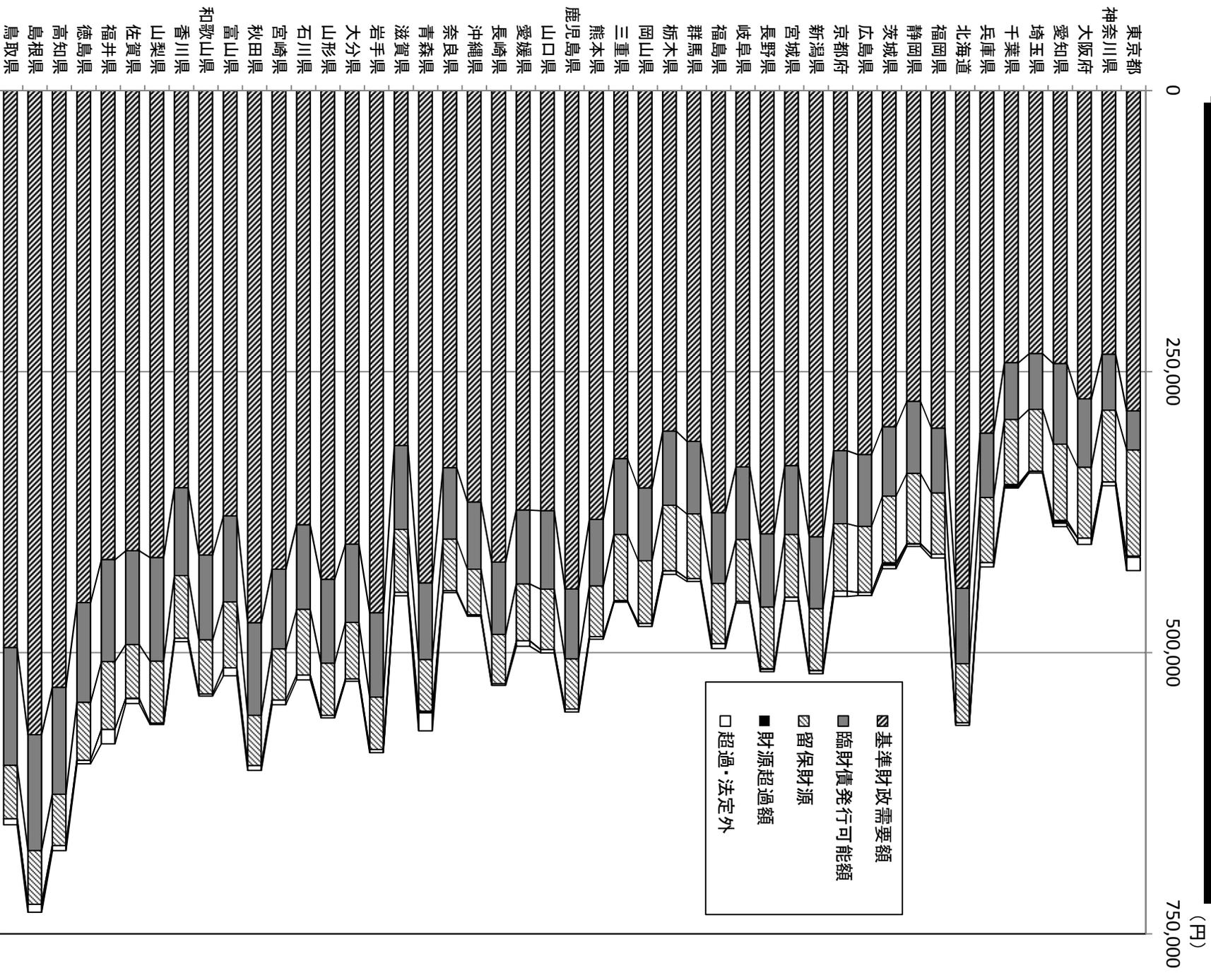
人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成22年度）

第2回検討会
事務局提出資料 一部加工



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである
 ※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である
 ※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額
 ※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである
 ※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である
 ※人口は平成22年度末時点の住民基本台帳人口による

一般財源（県・市町村分合計）の人口1人当たり構成内訳 （平成22年度）

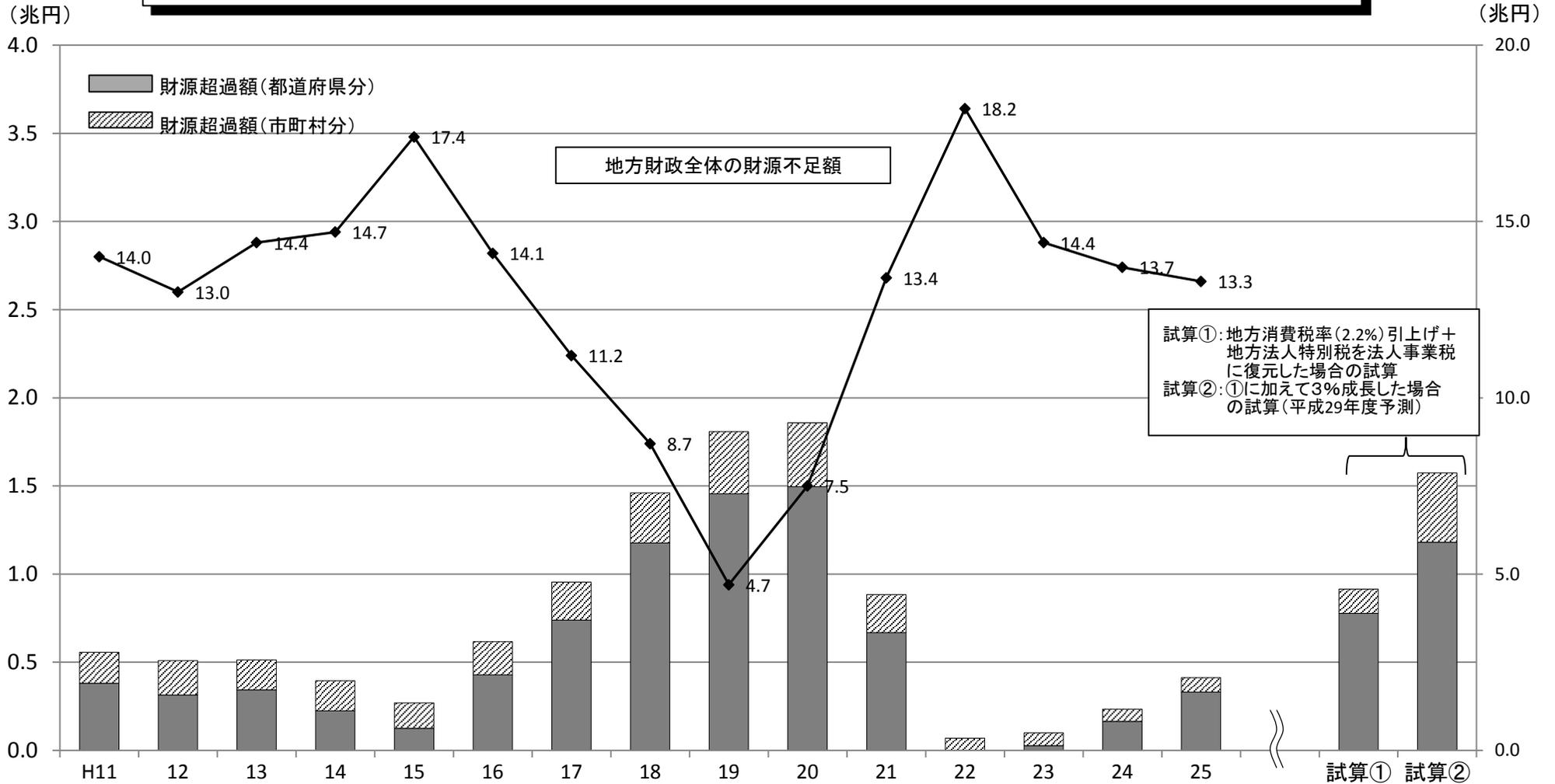


※1 いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である。

※2 「基準財政需要額」は、臨時財政対策債発行可能額振替後の数値による。

※3 人口は平成22年度末時点の住民基本台帳人口による。

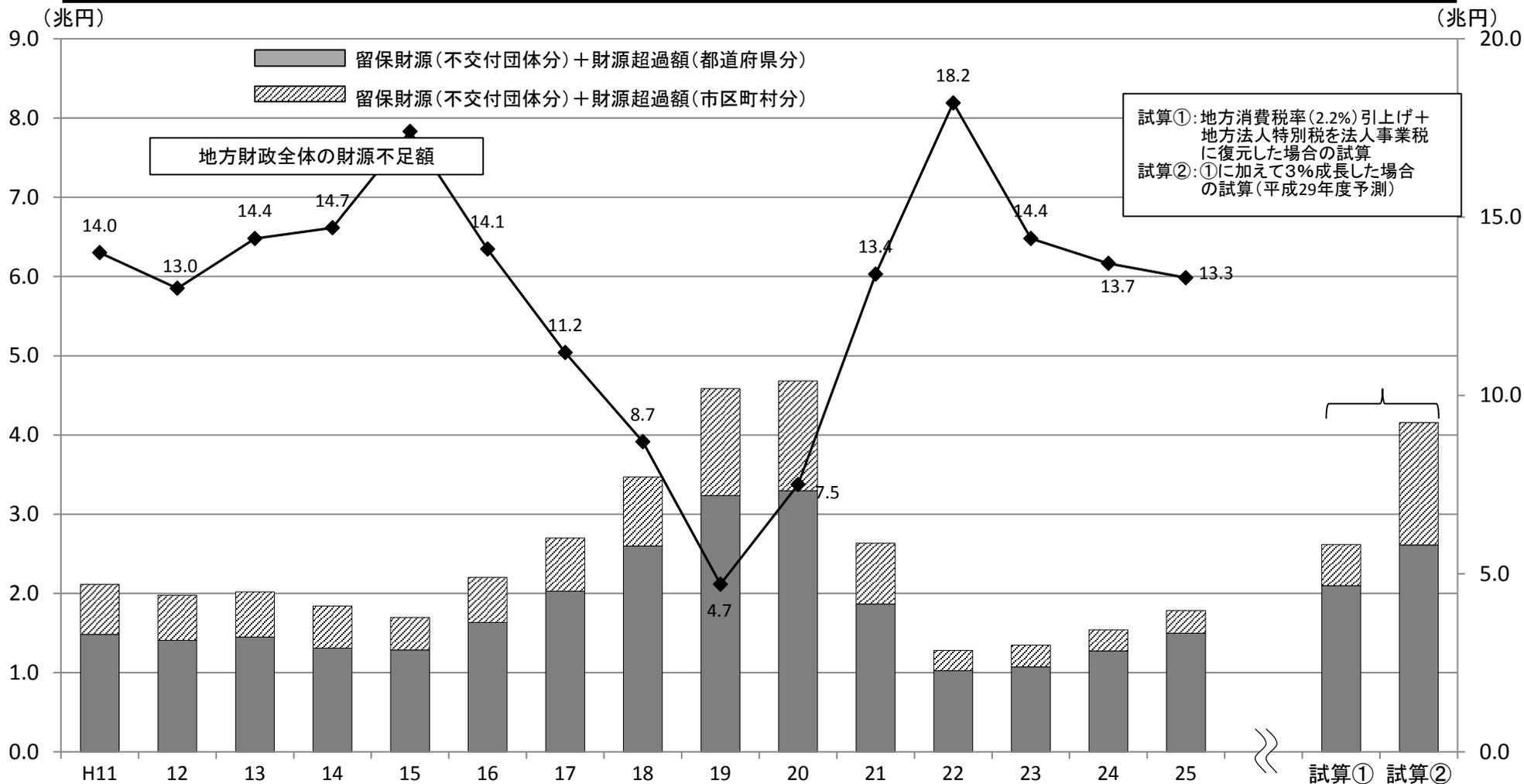
財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)及び財源不足額の推移



試算①: 地方消費税率(2.2%)引上げ+
地方法人特別税を法人事業税
に還元した場合の試算
試算②: ①に加えて3%成長した場合
の試算(平成29年度予測)

※1: 財源超過額及び財源不足額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、一本算定ベースである。
 ※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。
 ※3: 「試算①」は、
 ○ 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における財源超過額を試算したものである。
 ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費)の需要額で各団体に按分
 ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)
 ○ 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。
 ※4: 特別区の留保財源及び財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。

留保財源(不交付団体分) + 財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前) 及び財源不足額の推移



※1: 財源超過額及び財源不足額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、一本算定ベースである。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

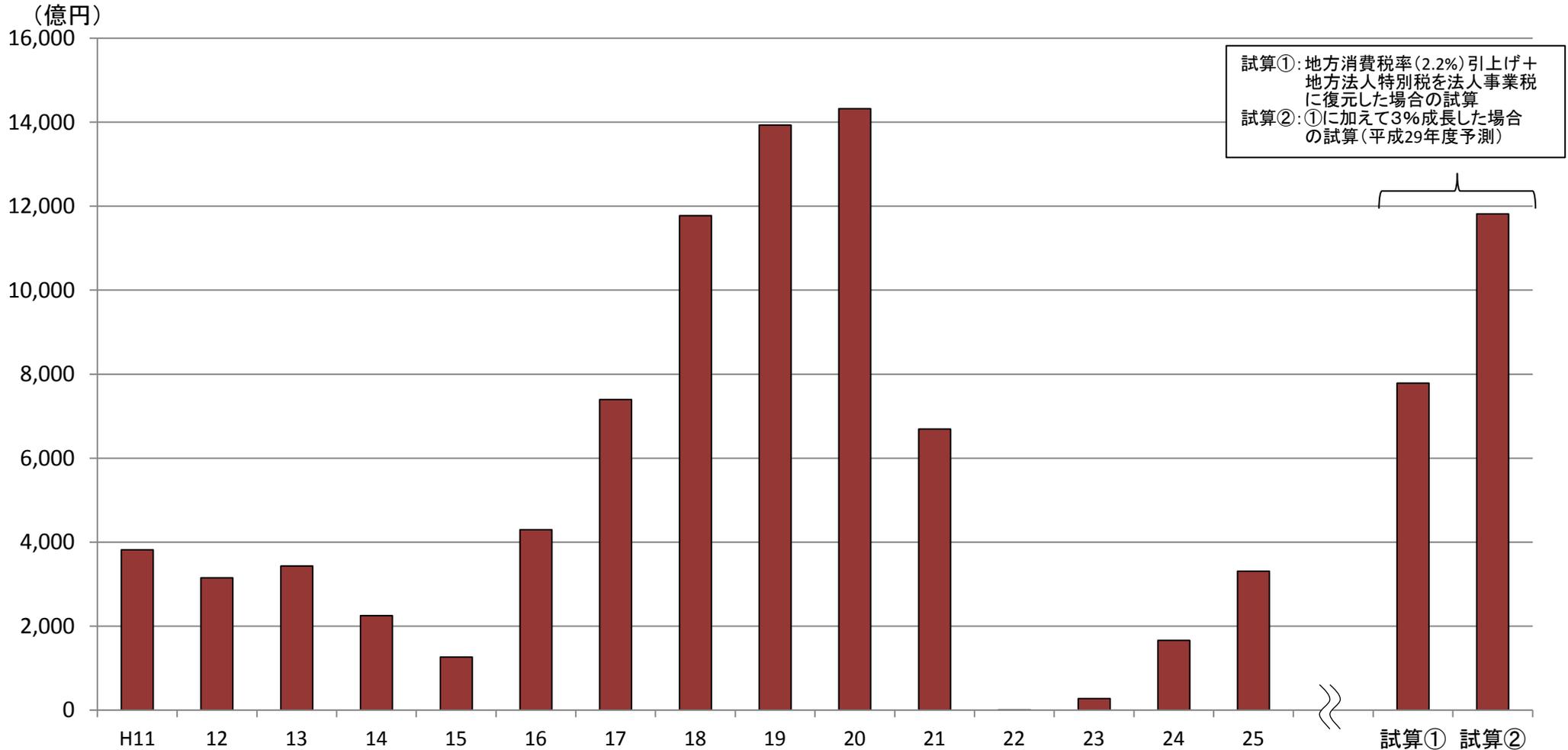
○ 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における留保財源及び財源超過額を試算したものである。

- ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
- ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)

○ 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

※4: 特別区の留保財源及び財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。

都区の財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)の推移



※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、都区合算により算出した数値である(都分が財源不足、特別区が財源超過の場合、両者を合算)。

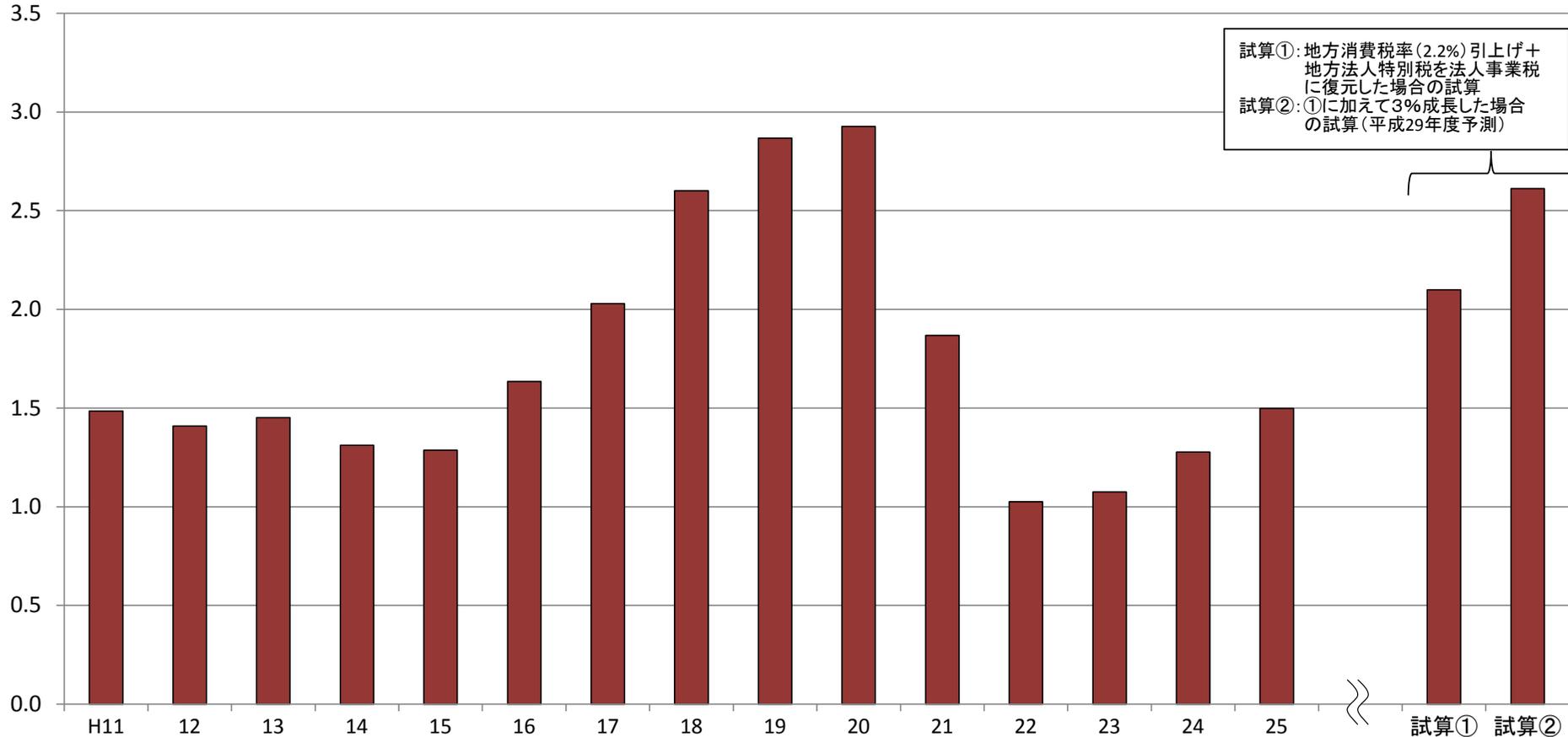
※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における財源超過額を試算したものである。
 - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費)の需要額で各団体に按分
 - ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)
- 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

都区の留保財源+財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)の推移

(兆円)



試算①: 地方消費税率(2.2%)引上げ+
地方法人特別税を法人事業税
に復元した場合の試算
試算②: ①に加えて3%成長した場合
の試算(平成29年度予測)

※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、都区合算により算出した数値である(都分が財源不足、特別区が財源超過の場合、両者を合算)。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

○ 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における留保財源及び財源超過額を試算したものである。

・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税率引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費)の需要額で各団体に按分

・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)

○ 地方法人特別税を法人事業税に復元した場合の財源超過額を試算したもので、復元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

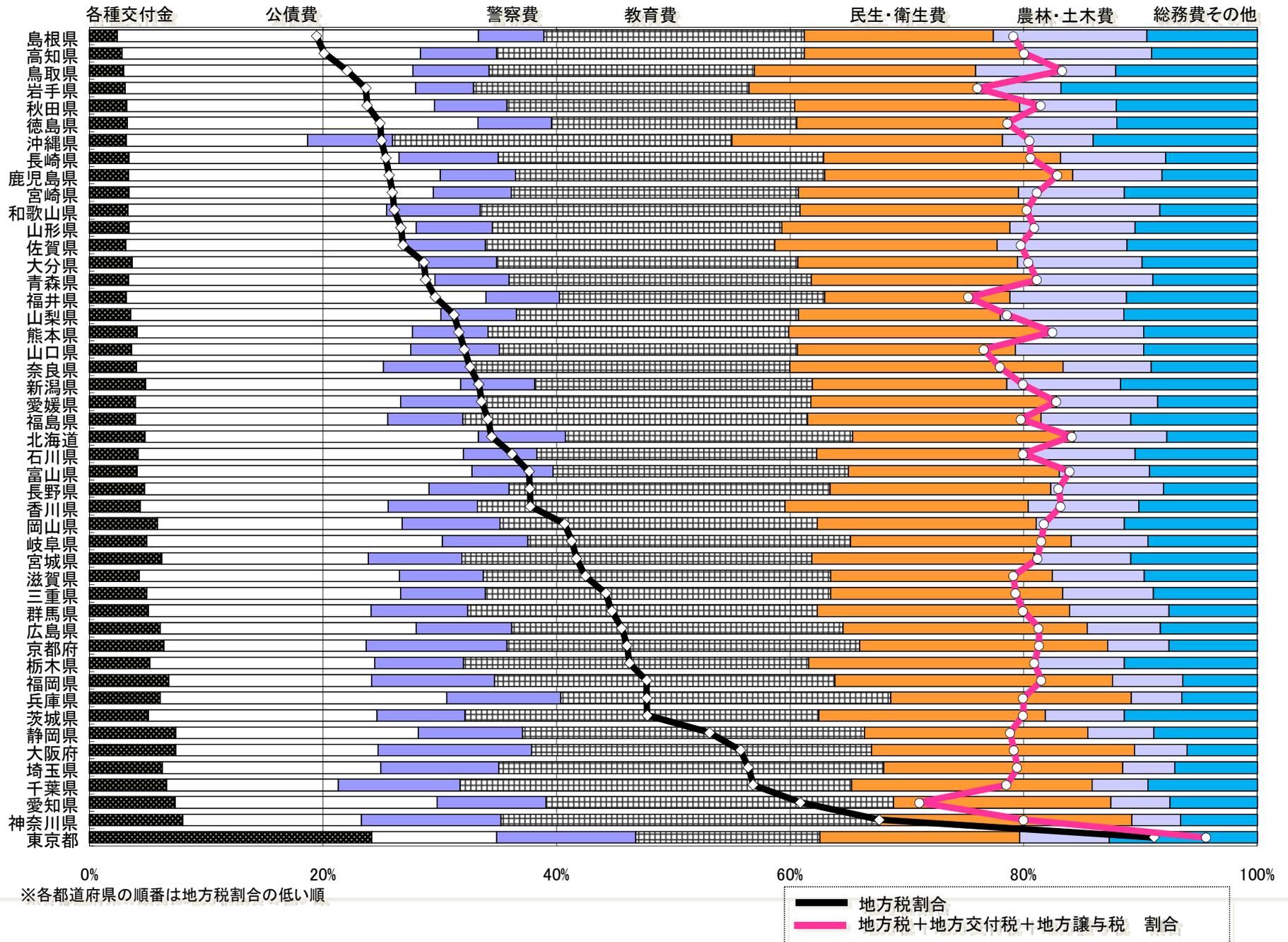
基準財政需要額における昼間流入人口について

- 普通交付税の基準財政需要額の算定においては、普通態容補正として、昼間流入人口等を用いて、都市需要の割増を行っている。

(例)

- ・ 地域振興費
 - ・ 消防費
 - ・ 清掃費
 - ・ 道路橋りょう費
 - ・ 保健衛生費
 - ・ その他の教育費
 - ・ 高齢者保健福祉費
 - ・ 商工行政費
 - ・ 公園費
 - ・ 都市計画費
- など

地方交付税による財源保障・財源調整の状況(平成23年度決算(復旧・復興、緊防除く))



都道府県税収の偏在度の変化

第2回検討会
事務局提出資料
一部加工

		最大/最小		東京都シェア		ジニ係数			
実績	平成17年度	3.10 倍		17.4%		0.105			
	平成19年度	3.20 倍		17.7%		0.113			
	平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	2.46 倍		15.8%		0.082		
		税収に地方法人特別譲与税を加算した場合	2.32 倍		15.5%		0.075		
試算		5年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	5年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	5年 平均ベース	平成23年度 決算ベース		
	地方消費税率を2.2%に引き上げた場合	2.53 倍		2.23 倍		16.2%	15.2%	0.079	0.068
	さらに地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元した場合	2.89 倍		2.45 倍		17.3%	16.0%	0.094	0.079

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

※3:「試算」欄の数値は、次の方法により試算した。

① 「平成23年度決算」欄の数値は、平成23年度の決算値を基に試算した。

② 「5年平均」欄の数値は、平成19～23年度の決算値の平均を基に試算した。その際、地方法人特別税・譲与税導入前及び平年度化前の平成19～21年度については、各年度の法人事業税収額(平成20、21年度においては地方法人特別税収額を加えたもの)を税率比により按分して地方法人特別税額を推計した上で、譲与基準(平成22年国勢調査人口及び平成21年経済センサス従業者数)により各都道府県に対する地方法人特別譲与税額を推計し、試算した。

※4:人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。なお、「試算」においては、平成23年度末の住民基本台帳人口を用いた。

都道府県税収の偏在度の変化

		最大/最小	東京都シェア	ジニ係数			
実績	平成17年度	3.10 倍	17.4%	0.105			
	平成19年度	3.20 倍	17.7%	0.113			
	平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	2.46 倍	15.8%	0.082		
		税収に地方法人特別譲与税を加算した場合	2.32 倍	15.5%	0.075		
	7年平均 (平成15～21年度)	税収のみ	2.92 倍	17.0%	0.095		
税収に地方法人特別譲与税(推計)を加算した場合		2.42 倍	15.5%	0.076			
試算		7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース
	地方消費税を2.2%に引き上げた場合	2.31 倍	2.23 倍	15.2%	15.2%	0.068	0.068
	さらに地方法人特別税・譲与税を廃止し、 法人事業税に復元した場合	2.71 倍	2.45 倍	16.4%	16.0%	0.083	0.079

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

なお、7年平均(平成15～21年度)については、内閣府公表の「景気基準日付」における直近の景気循環(第14循環:平成14年1月～平成21年3月の約7年間)を基に税収が1年ずれて反映されることを考慮し、平成15年度から21年度の税収額の平均値を基に算出(一部推計)した。(推計方法は※3に掲載)

※3:「試算」欄の数値は、次の方法により試算した。

① 「平成23年度決算」欄の数値は、平成23年度の決算値を基に試算した。

② 「7年平均」欄の数値は、平成15～21年度の決算値の平均を基に試算した。その際、次のような調整を行った。

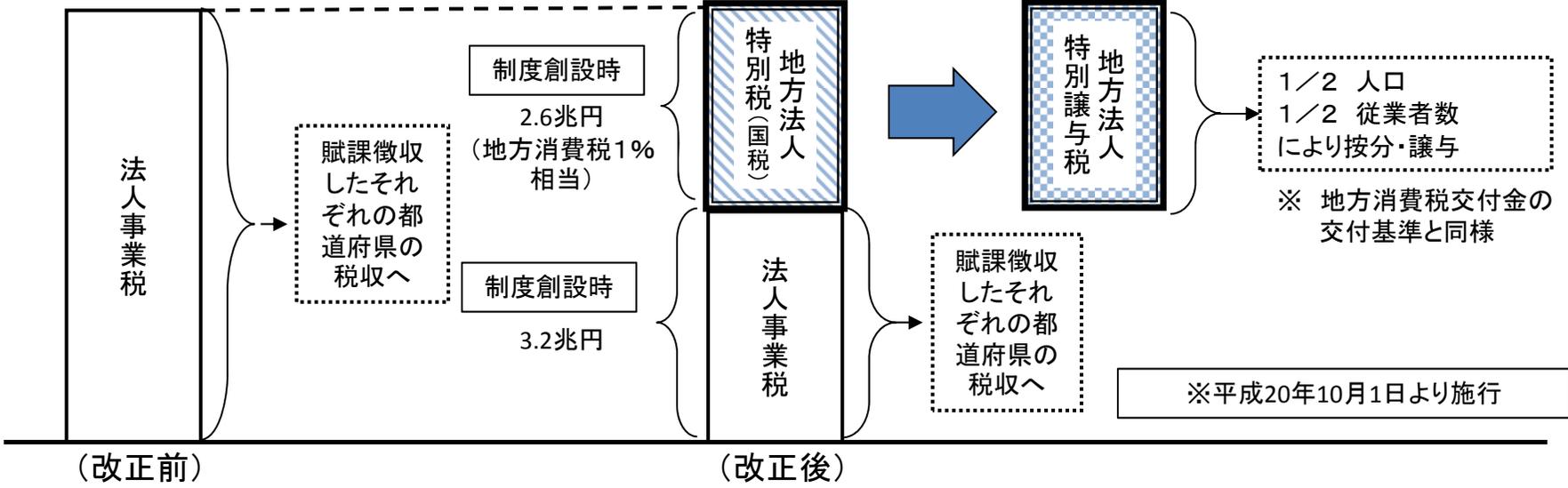
○ 外形標準課税導入前(平成15年度)及び平年度化前(平成16年度):資本金1億円超の普通法人の所得割額の1/4相当額を外形標準課税額とし、残った3/4相当額及び資本金1億円以下の普通法人等の所得割の合計額を税率比により按分して地方特別法人税額を推計。

○ 地方法人特別税・譲与税導入前(平成17年度～19年度)及び平年度化前(平成20～21年度):各年度の法人事業税収額(平成20、21年度においては地方法人特別税収額を加えたもの)を税率比により按分して地方法人特別税額を推計。

上記により算出した、各年度の地方法人特別税額の平均額から、譲与基準(平成22年国勢調査人口及び平成21年経済センサス従業者数)により各都道府県に対する地方法人特別譲与税額を推計し、試算した。

※4:人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。なお、「試算」においては、平成23年度末の住民基本台帳人口を用いた。

地方法人特別税・譲与税の制度創設時の偏在是正効果の推計

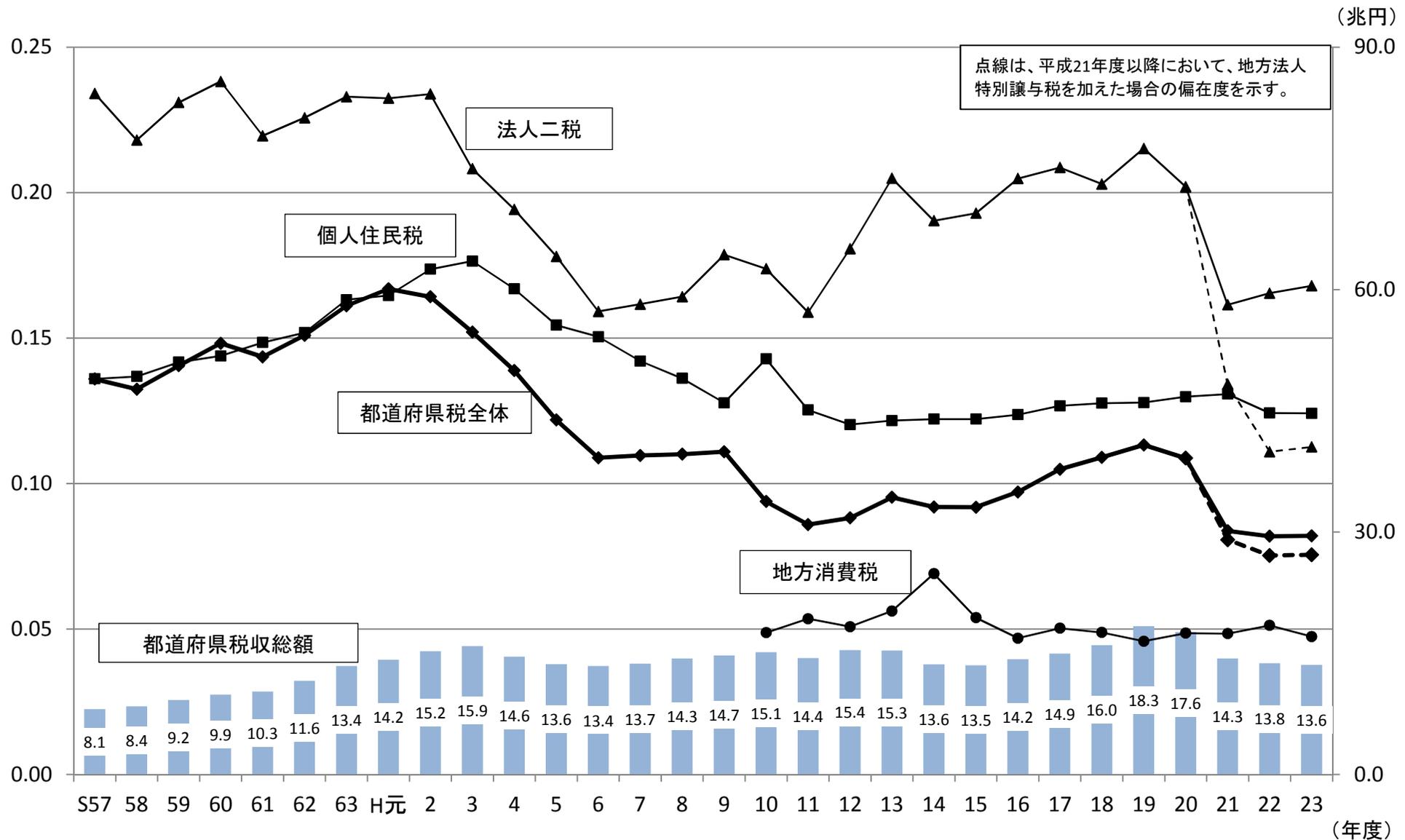


偏在是正効果の推計

	最大/最小	東京都シェア	ジニ係数
暫定措置なし	3.06倍	17.4%	0.100
↓			
暫定措置あり	2.43倍	15.5%	0.077

※1 平成20年度地方財政計画における都道府県税の税収総額を、平成17年度決算を用いて按分し推計。
 ※2 地方法人特別税・譲与税の制度創設時の規模2.6兆円を、地方法人特別税にあつては、平成17年度決算により按分し、地方法人特別譲与税にあつては、譲与基準(H17年度国調人口及びH18年度事業所統計従業者数)により按分して推計

都道府県税の偏在度(ジニ係数)の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

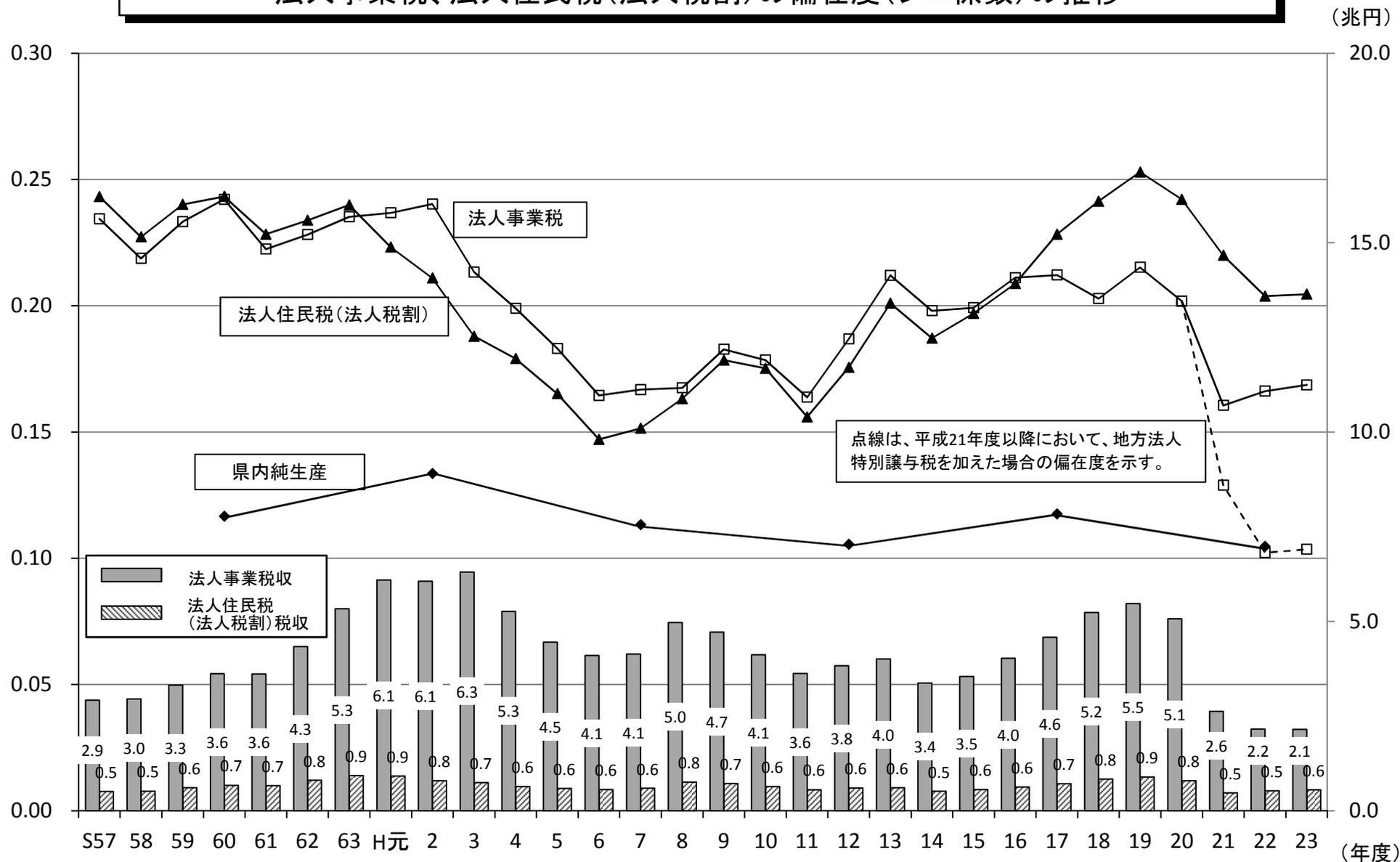
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移



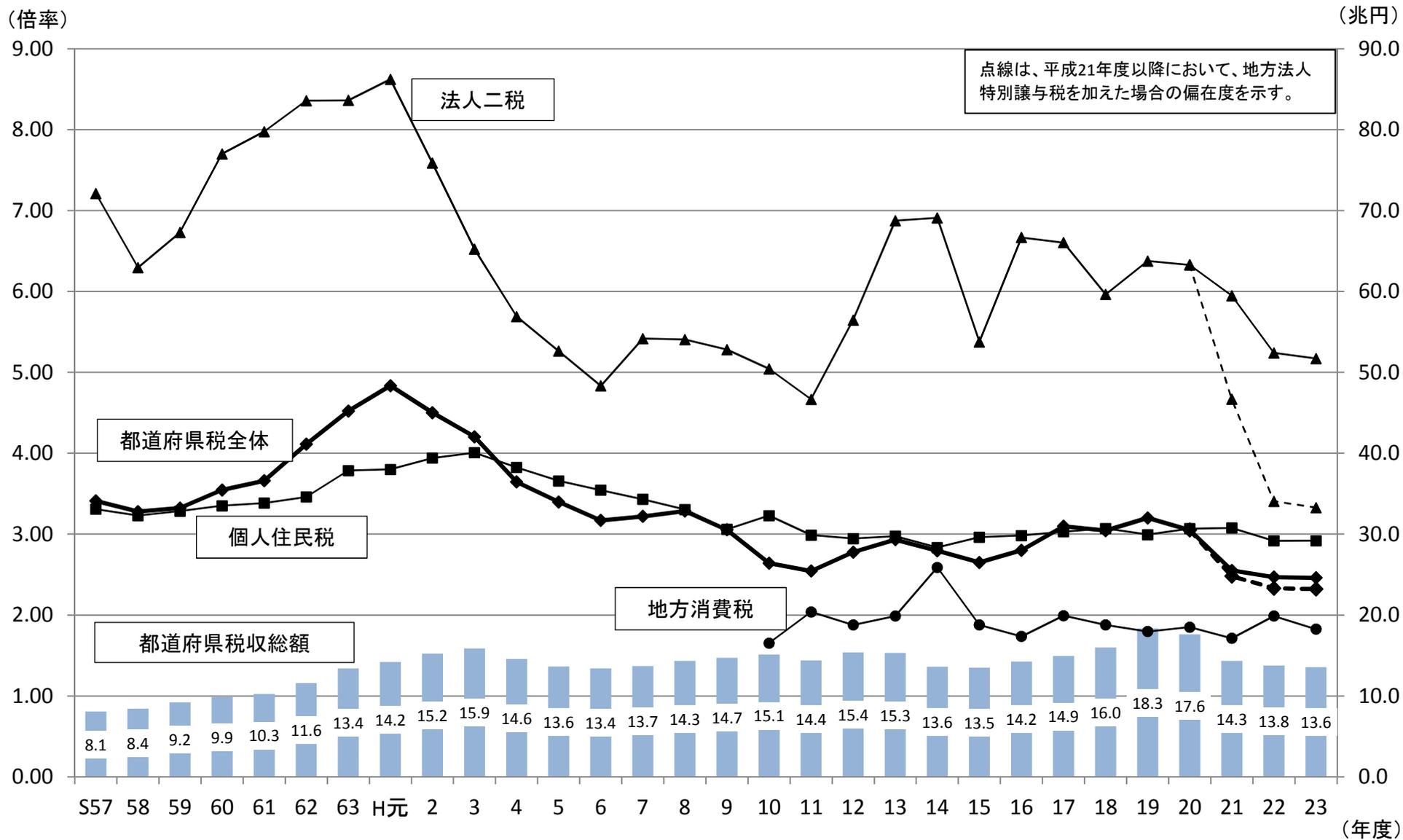
※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。

※4 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

都道府県税の偏在度(最大/最小)の推移



※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

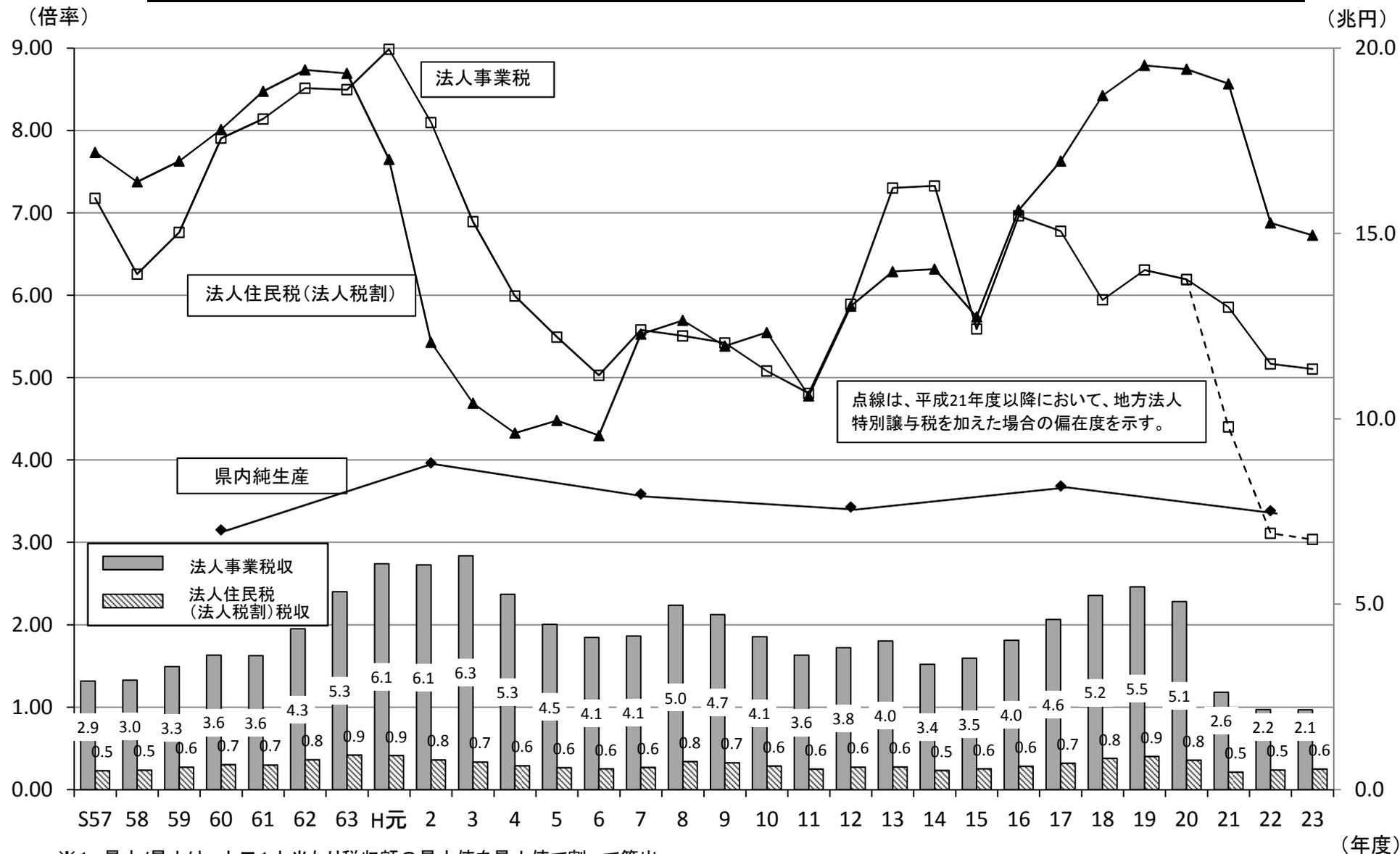
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移



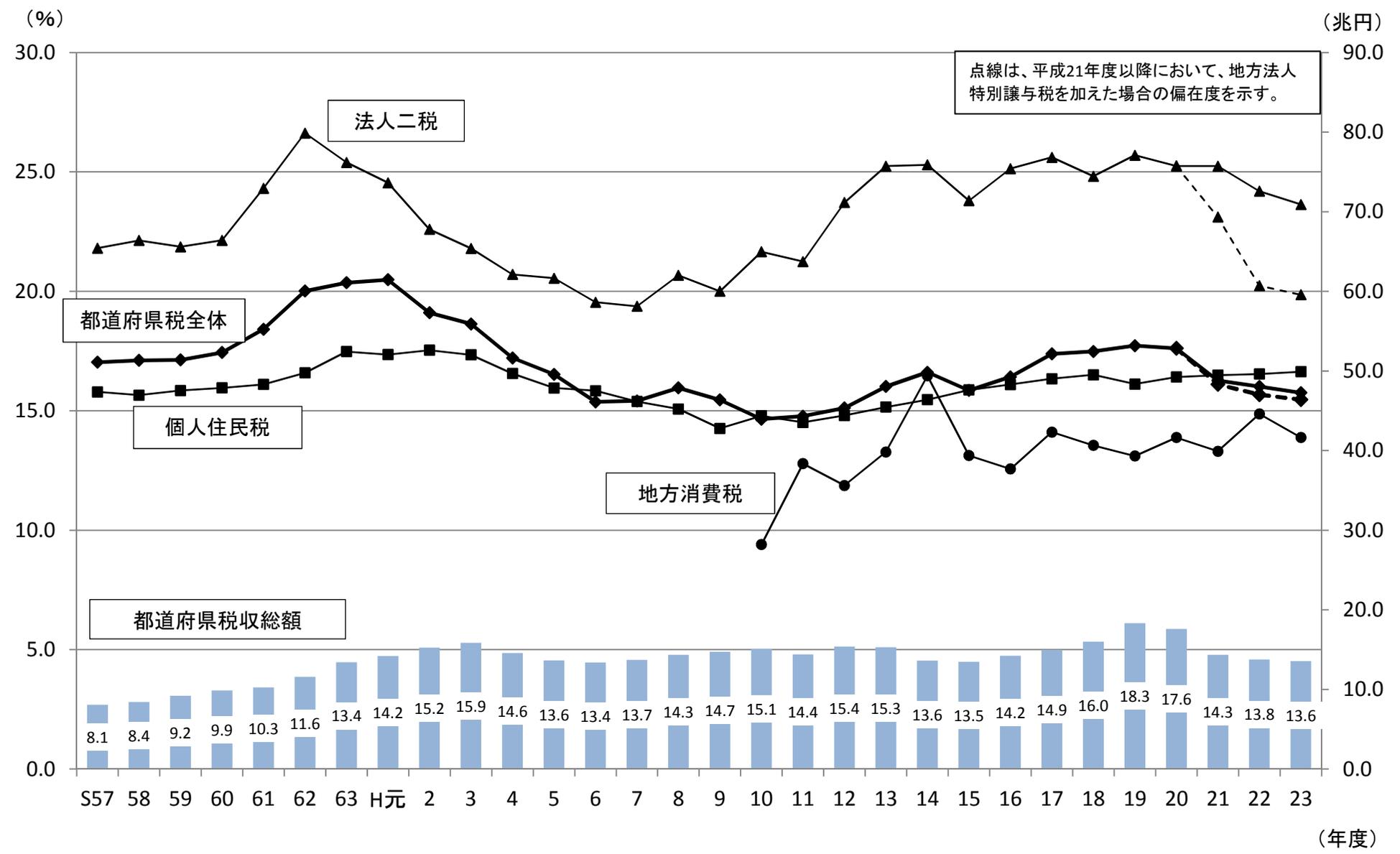
※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

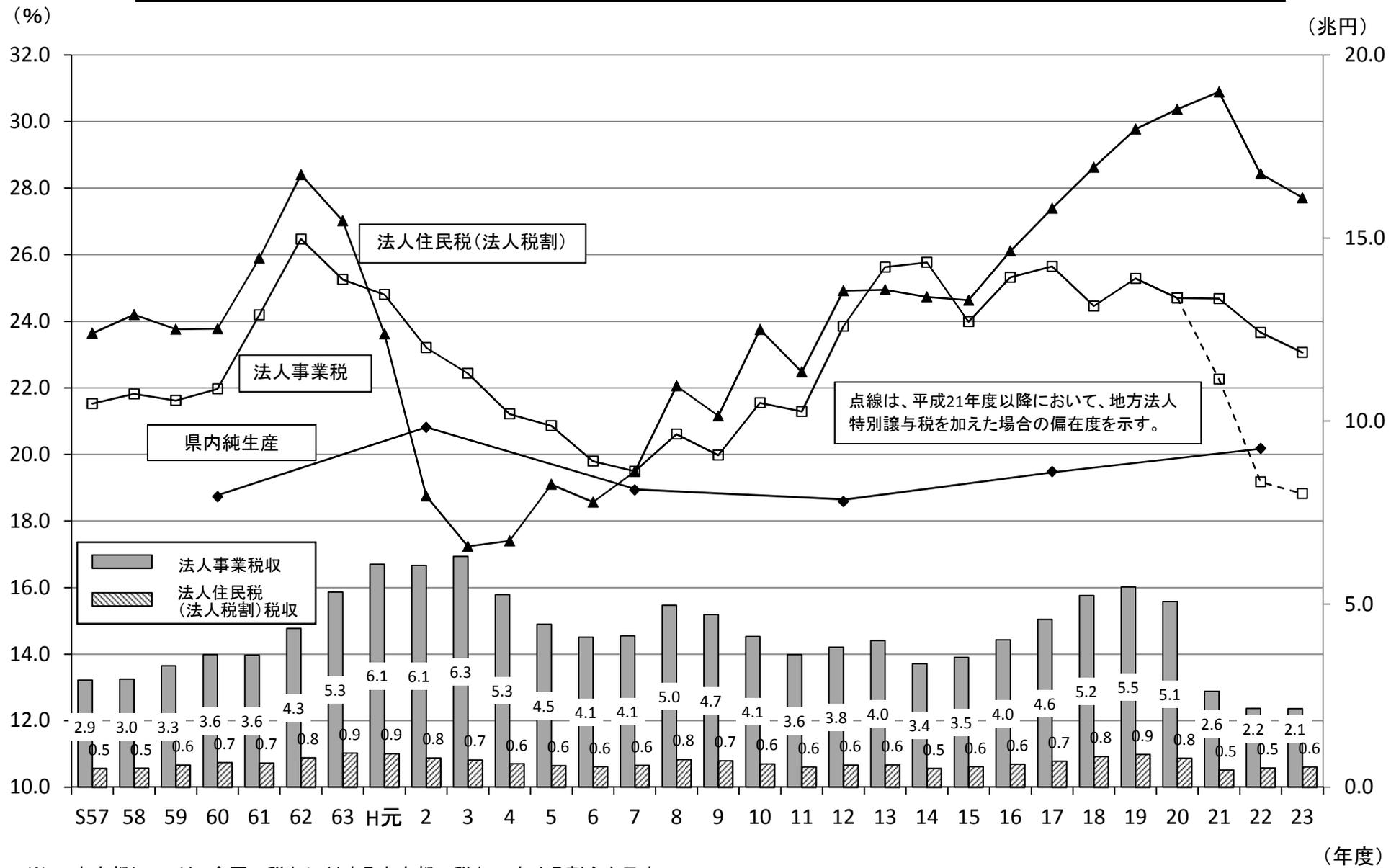
※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

都道府県税の偏在度(東京都シェア)の推移



※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。
 ※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。
 なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。
 また、「地方消費税」は、平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移



※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。
 ※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。
 ※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

経済財政運営と改革の 基本方針等について

経済財政運営と改革の基本方針について (平成25年6月14日閣議決定、抜粋)

第3章 経済再生と財政健全化の両立

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(3) 地方行財政制度の再構築に向けて

日本経済の再生と財政健全化の両立を実現するためには、地方財政を健全化し自立を促進することと、地方自治体が経済社会構造の変化に円滑に対応できるよう環境整備することが極めて重要となる。

② 重点的取組

(地方財政の健全化、自立促進)

地方財政を健全化し自立を促進する。このため、地方税収を増やすなど歳入を充実し、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図るなど、歳入・歳出両面の改革に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを目指す。

-歳入改革-

- ・「日本再興戦略」・「地域の元気創造プラン」の推進等により、地方税収を増やす。
- ・社会保障・税一体改革を着実に推進する。
- ・「ふるさと寄附金制度」の一層の活用に向けた制度整備を進める。

-歳出改革-

- ・地方の安定的な財政運営に配慮しながら、地方歳出の質を高めるため、その重点化・効率化を図る。
- ・PPP/PFIの導入領域を大幅に拡大し、行政サービスの質の向上や効率性を高めるとともに、地方自治体の行財政改革を促していく。

地方財政の改革に向けて

—地方財政を健全化し、自立を促進する—

平成25年5月16日
新藤議員提出資料

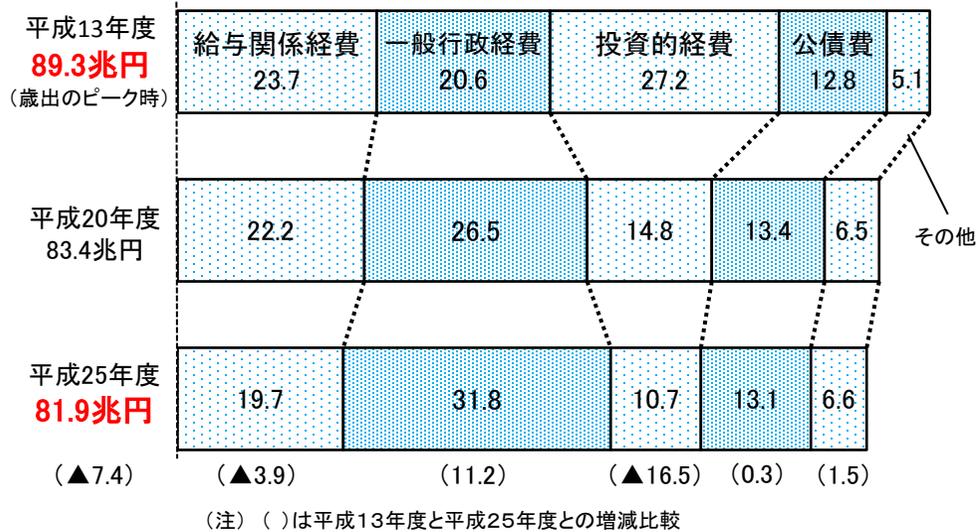
地方財政の現状

1 これまで財政健全化に相当な努力

社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減することにより、総額を縮減

【地方財政計画の推移】

（単位：兆円）

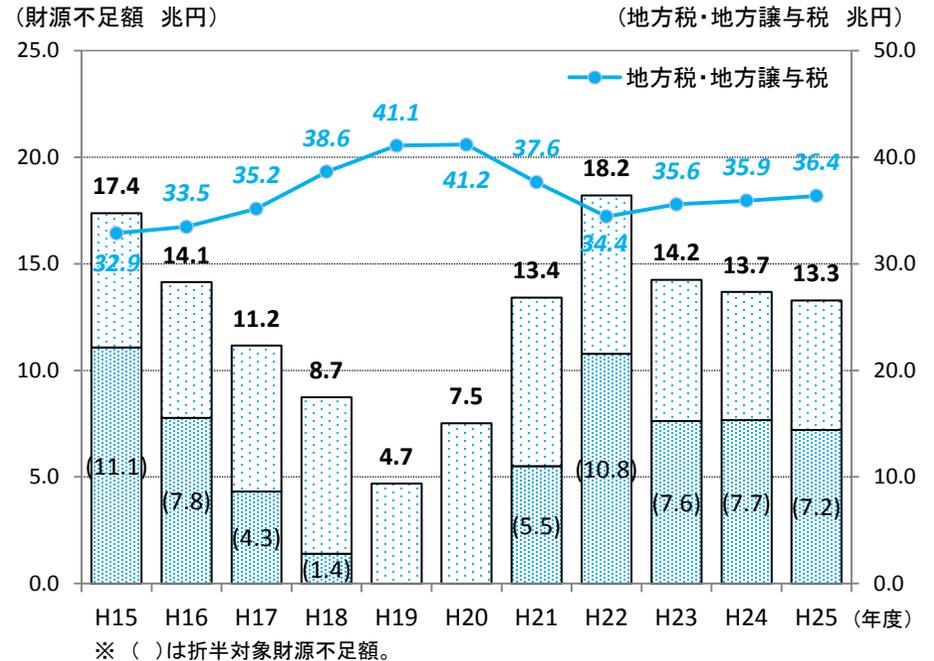


地方公務員の数H6:328万人(ピーク時)→H24:277万人(51万人、16%の減)

市町村合併の進展等により、市町村の数は半減、議員数も半減、職員数は2割減

2 財政状況は依然として厳しい

リーマンショック等により財源不足が拡大。その状況が継続



地方交付税の不交付団体はリーマンショック以前と比べ大幅に減少
 （市町村の不交付団体数 H19:140団体→H24:47団体）

今後の取組方針

ミッション MISSION

地方財政を健全化し、自立を促進する！

ビジョン VISION

- I 歳入を充実し、歳出を抑制する
- II 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する
- III 自前の財源を充実し、不交付団体の数を3倍(リーマンショック以前の水準)にすることを目指す

アプローチ APPROACH

- 1 歳入改革
 - ・ 成長戦略・地域の元気創造プランの推進により地方税収を増やす
 - ・ 社会保障・税一体改革を着実に推進
 - ・ 地方法人課税の在り方を見直し、税源偏在を是正
- 2 歳出改革
 - ・ 国の取組と歩調を合わせ、経費全般について見直す。メリハリを効かせて歳出を抑制
- 3 頑張る地方の支援
 - ・ 地方交付税において地域経済の活性化に資する算定を導入し、頑張る地方を息長く支援

アプローチ 1 歳入改革

成長戦略・地域の元気創造プランの推進により
地方税収を増やす

- 成長戦略を推進するとともに、地域の元気創造プランにより、
 - ① 地域経済イノベーションサイクルの全国展開
 - ② 民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクトの2つのプロジェクトについて、地方公共団体が産業、大学、地域金融機関等と連携した取組を支援する。

社会保障・税一体改革を着実に推進

- 地方において1.54%（4.2兆円程度（消費税率1%が2.7兆円程度の場合））の消費税収を増やすことにより、安定的な社会保障財源を確保。
（地方分1.54%：地方消費税1.2%、消費税の交付税法定率分0.34%）

地方法人課税の在り方を見直し、税源偏在を是正

- 現行の地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を抜本的に見直すとともに、地方法人課税の在り方を見直しにより税源偏在の是正の方策を講ずる。

アプローチ 2 歳出改革

国の取組と歩調を合わせ、経費全般について見直す。
メリハリを効かせて歳出を抑制

- 社会保障関係費の増を極力抑制するとともに、その他の経費の見直しにより、引き続き歳出全体の抑制を行う。
歳出の抑制にはメリハリが必要。地域経済の活性化等の喫緊の課題については、必要な財源を重点的に確保する。

アプローチ 3 頑張る地方の支援

地方交付税において地域経済の活性化に資する算定を
導入し、頑張る地方を息長く支援

- 地方交付税において、地域経済活性化の取組に必要となる財政需要の算定を行う。
- 算定に当たり、行革努力の取組と、地域経済活性化の成果の2つの観点から、適切な指標を設定する。
〔指標のイメージ〕
 - (i) 行革努力の取組に着目した算定
歳出決算の削減率、人件費削減の取組（給与水準、職員数）
 - (ii) 地域経済活性化の成果に着目した算定
製造品出荷額、農業産出額、小売業年間商品販売額、事業所数 等
- 地方公共団体の息の長い取組を促すため、一定程度の期間、上記の算定を継続する。

平成25年度予算編成に向けた考え方 (平成25年1月 財政制度等審議会)

Ⅱ. 各歳出分野における取組み

2. 地方財政

(4) 今後の地方税財政のあり方について

今後の地方税財政のあり方については、一昨年12月9日の当審議会財政制度分科会報告「財政の健全化に向けた考え方について」において、

(中略)

- ・ 改革に当たっては、地方税収の偏在性に留意する必要がある。地方税の仕組みの中で不交付団体を含めた財政調整を行い、地方団体の財政調整のコストを可視化すること（「財政調整目的税」）も将来の選択肢である

との提言を行っている。

(中略)

また、地方税収の偏在に関しては、そもそも、国から地方へという垂直的な財政調整制度である地方交付税制度では、不交付団体・交付団体間の財政調整を行うことは困難であり、今後、地方法人特別税の仕組みの更なる活用・深化も含めて検討し、地方税の中で地方団体間の水平的な財政調整を進めることを考えていく必要がある。

地方財政審議会における地方法人特別税に関する意見

○最近の意見

「地域再生に向けた地方財政改革についての意見」(平成25年6月5日)(抄)

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税制の抜本改革が行われるまでの暫定措置として創設された。これらについては、地方消費税率の引上げ時期を目途に抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとされている。当審議会に設置した「地方法人課税のあり方等に関する検討会」において、引き続き地域間の税源偏在の是正に向け、地方法人課税のあり方について幅広く検討を進めていく。

○これまでの意見

「今後目指すべき地方税財政の方向と平成24年度の地方税財政への対応についての意見」
(平成23年12月16日)(抄)

地方法人課税は経済動向に応じて税収が大きく変動することや、税収が偏在するなどの課題を抱えている。地域間の税源偏在に対応するため、平成20年度税制改正で、法人事業税(所得割・収入割)の一部を分離して地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。しかし、これはあくまでも税制の抜本改革が行われるまでの暫定措置である。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、地方税の譲与税化であり地方税源充実の方向に反するうえ、その恒久化や更なる規模の拡大は、地方税の根本原則である受益と負担の関係を曖昧にする。社会保障・税一体改革による地方消費税の充実と同時に廃止すべきである。

その際には、安定的な地方税の充実や地域間の地方税収の偏在是正を行う観点から、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、必要額の地方法人課税を国の法人税の地方交付税分へ、それぞれ移管する税源交換を行うことを検討するべきである。

地方財政審議会における地方法人特別税に関する意見

「平成21年度の地方財政についての意見」(平成20年12月10日)(抄)

この間の税源偏在の拡大は、三位一体の改革による税源移譲とは関係のない法人関係税の増収の偏在によるものである。なお、景気回復により都市部の法人関係税を中心に地方税が増加したことにより、地域間の財政力格差が拡大したことに対しては、既に、平成20年度から暫定的に地方法人特別譲与税制度を導入するとともに、その財源を活用して地方財政計画上の特別枠として「地方再生対策費」を創設したところである。ただし、こうした措置はあくまで暫定措置であり、今後、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが重要である。

地方財政審議会における「地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見」（概要）

（平成19年11月16日地方財政審議会）

第一 地方公共団体における財政力格差

- 地方歳出の抑制、特に財政力の弱い団体における地方交付税の抑制と、地方法人二税の急速な回復に伴う地域間の税収差の拡大を背景として、地方公共団体間の財政力の格差の是正問題が喫緊の課題に。

地方一般歳出の削減状況（平成11年度→平成17年度の削減率）

地方全体▲14.6% 財政力指数0.3未満の県▲24.3% 人口5,000人規模の町村▲24.9%

第二 財政力格差の拡大に対する基本的な対応方針

- 財政力格差の拡大への対応策の基本は、偏在度が小さい地方税の充実強化と、地方交付税制度の機能の適切な発揮。
- 偏在度の小さい地方税体系の構築は、消費税を含む税体系の抜本的改革等と一体的に行うべきであるが、財政力格差の拡大に早急に対応するため、先行的に地方税収の偏在是正方を講じることが必要。
- 地方交付税の財源調整・財源保障機能を適切に発揮するために必要な地方交付税総額の充実確保、さらに各地方公共団体自身の税源涵養等の施策への取組みも必要。

第三 地方税収の偏在是正に向けた具体的な方策

- 地方税収の偏在是正に当たっては、あるべき地方税体系に向けた改革との整合性を十分に考慮するべき。
- 偏在度の小さい地方税体系の構築は、地方消費税の充実を基軸に改革を行うべき。
- 税収の偏在性・安定性の観点から、国・地方を通ずる税体系全体の中で、法人所得課税について、国・地方の税源配分のあり方を検討するべき。
- 早急に地方税収の偏在是正を行う場合には、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討するべき。
- 地方税収の偏在是正に関し、地方法人二税の税収を地方公共団体間で水平的に配分するとの考え方は、受益と負担の関係を完全に分断する等、税理論上成立し得ない。

第四 地方交付税制度の適切な機能の発揮

- 地方交付税については、地域の再生・活性化や地域住民が将来にわたって安心できるための施策に必要な財源を確実に確保する必要。
- 各地方公共団体に交付すべき地方交付税の算定に当たっては、こうした施策に要する財政需要を適切に反映させる必要。

地方法人課稅關係資料

法人課税に係る主な制度改正

第1回検討会
事務局提出資料

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
10	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活力と国際競争力維持のため、基本税率を37.5%→34.5%に引下げ ・課税ベースの拡大・適正化(～15年度) 	<ul style="list-style-type: none"> (法人住民税に自動影響) ・法人事業税の標準税率引下げ(普通法人の800万円超の税率12%→11%) ・軽減税率の適用所得区分の見直し(適用所得額の引上げ) 	114,232 (36,554)	28,019	41,177
11	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な減税として基本税率を34.5%→30.0%に引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> (法人住民税に自動影響) ・恒久的な減税として法人事業税の標準税率引下げ(普通法人の800万円超の税率11%→9.6%) ・法人事業税の減税への対応として法人税に係る交付税法定率を32%→32.5%に引上げ 	107,951 (35,084)	25,189	36,228
12		<ul style="list-style-type: none"> ・法人事業税の減税への対応として法人税に係る交付税法定率を32.5%→35.8%に引上げ 	117,472 (42,055)	26,712	38,259
13			102,578 (36,723)	26,903	40,075
14			95,234 (34,094)	23,267	33,753

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
15			101,152 (36,212)	24,763	35,450
16		・法人事業税への外形標準課税の導入 ・法人事業税所得割の税率を9.6%から7.2%に引下げ	114,437 (40,968)	27,217	40,251
17		・法人事業税の分割基準の見直し(非製造業に事務所数を導入、本社管理部門の従業者数の1/2割落としを廃止)	132,736 (47,519)	30,282	45,839
18		・法人関係税の恒久的減税の恒久化に伴い、法人税に係る交付税法定率を35.8%→34%に変更	149,179 (53,406)	34,827	52,331
19			147,444 (50,131)	36,980	54,703
20		・地方法人特別税、地方法人特別譲与税制度の創設	100,106 (34,036)	33,604	50,716
21			63,564 (21,612)	21,797	32,644
22			89,677 (30,490)	24,010	35,712

※下段括弧内は交付税原資となる額

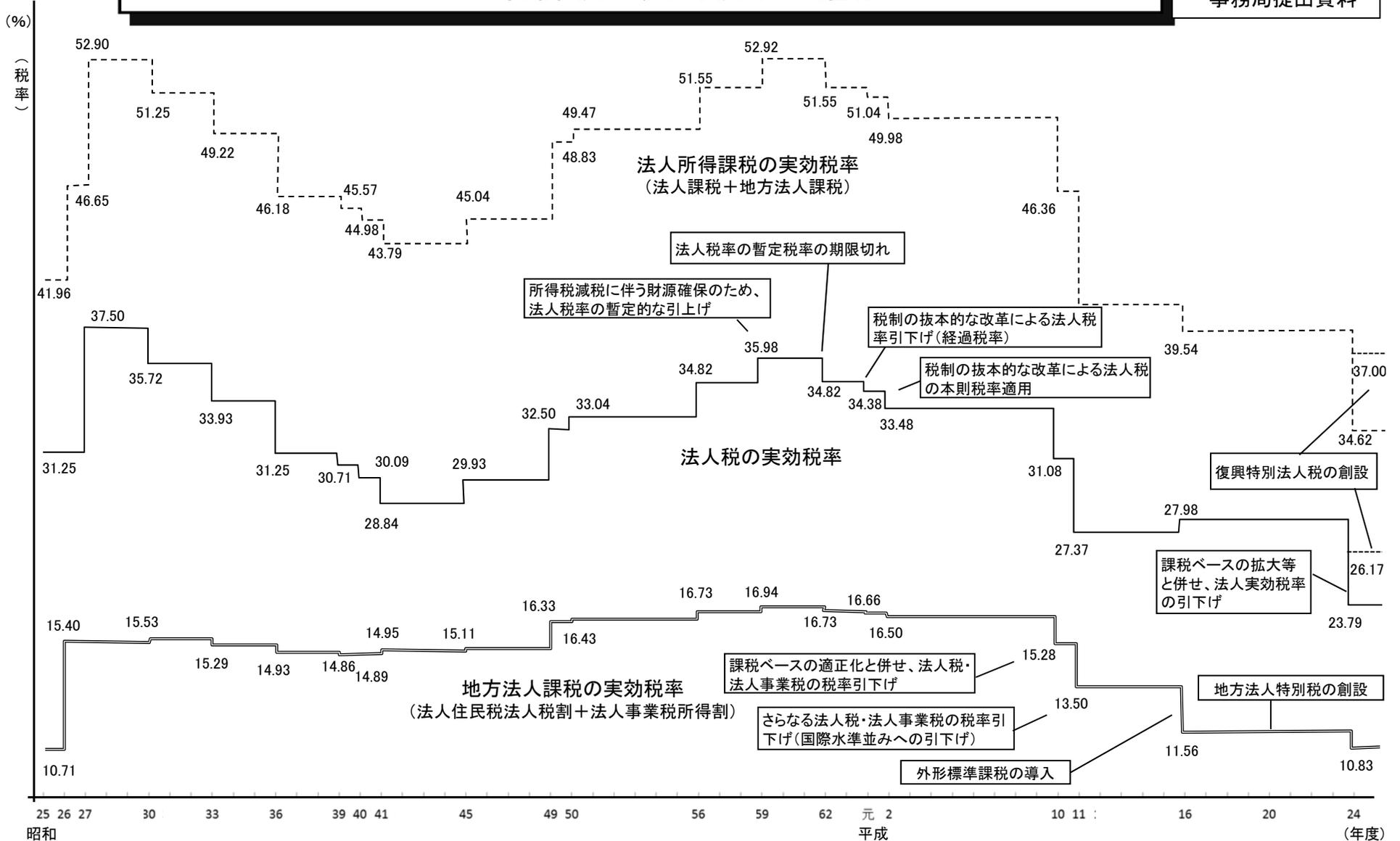
年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
23			77,920 (26,493)	22,684	37,111
24	<ul style="list-style-type: none"> ・基本税率を30.0%→25.5% に引下げ ・課税ベースの拡大 ・復興特別法人税の創設 (～26年度) 	(法人住民税に自動影響) (法人事業税収の増)	88,080 (29,947)	24,635	39,462

※H22までは各年度の決算額、H23及びH24は各年度の地財・予算額。

※「法人住民税税収額」及び「法人事業税税収額」は、超過課税は除く。また、「法人事業税税収額」については、地方法人特別譲与税を含む。

法人所得課税の実効税率の推移

第1回検討会
事務局提出資料



- (注) 1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 平成元年までの実効税率は、配当軽減制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
- 3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。
- 4 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
- 5 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したものの。

1. 法人税の税率の引下げと法人課税の課税ベースの拡大等(平成24年度～)

(※一部、平成23年度より適用)

	(平年度影響額)
○法人税の税率引下げ(30%→25.5%)	▲1兆2,194億円
法人税の課税ベースの拡大等	5,849億円
政策減税等	▲1,413億円
➡ 交付税原資(34%)の減少	▲2,638億円
法人事業税の増収	1,666億円
法人住民税の減収	▲1,394億円

※都道府県と市町村の増減収を調整するため、市町村の減収額相当額(991億円)について
道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲(平成25年度～)

2. 復興特別法人税(法人税額の10%)の課税(平成24～26年度)

約8,000億円

3. 消費税及び地方消費税の税率の引上げ(平成26年度～、平成27年10月～)

➡ 地方消費税収の増 3兆1,703億円

(平成22年度税収額から機
械的に試算)

所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)(抄)

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第104条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代(平成22年から平成31年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 第1項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。第5号において同じ。)の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

法人実効税率引下げの考え方

○ 平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日） 抜粋

2. 平成23年度税制改正の基本的な考え方

(1) デフレ脱却と雇用のための経済活性化

デフレから脱却し、日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくため、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大する必要があります。このため、新成長戦略の一環として、平成23年度税制改正において、課税ベースの拡大等と併せて、法人実効税率を5%引き下げます。中小法人に対する軽減税率についても3%引き下げます。デフレ脱却と雇用拡大を最優先して、「ペイアズユーゴー原則」¹との関係では今回の税制改正による財源の確保は十分ではありませんが、思い切った引下げ措置を講ずることとします。また、雇用促進、環境関連投資、総合特区制度・アジア拠点化等を推進するための政策税制措置等を講じます。さらに、贈与税を見直し、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進します。

○ 参議院本会議（平成23年1月24日） 内閣総理大臣発言抜粋

我々は、経済連携の推進と農林漁業の再生が平成の開国の突破口になると考え、以上のような方針を定めました。国民の皆様はこの問題に高い関心を寄せておられます。各党の意見を持ち寄り、この国会で議論を始めようではありませんか。

さらに、この平成の開国を成長と雇用につなげるため、新成長戦略の工程表を着実に実施します。既に、前国会の所信表明演説でお約束した政策が決定され、実行に移されています。国内投資促進プログラムを策定し、法人実効税率の5%引下げを決断しました。中小法人の軽減税率も3%引き下げます。

復興特別法人税の概要

1 趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置として、復興特別所得税とともに創設するもの H24税込:4,810億円、H25税込:9,145億円 ※いずれも政府当初予算案ベース

(根拠法:東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法)

2 制度概要

① 納税義務者 法人(人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。)

② 税額の計算

$$\text{各課税事業年度の基準法人税額} \times 10\% - \left[\text{外国税額} + \text{復興特別所得税額} \right]$$

※ 基準法人税額 = 各事業年度の所得に対する法人税の額(連結親法人にあつては、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額)。ただし、①特定同族会社の留保金課税、②土地譲渡益追加課税、③所得税額控除、④外国税額控除及び⑤仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除を適用しない場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。

③ 課税事業年度

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度

③ 申告及び納付

- ・各事業年度終了の日の翌日から2月以内に申告・納付 ※ 基準法人税額がない場合は、申告書の提出は不要
- ・復興特別所得税額で復興特別法人税額から控除しきれなかった金額がある場合は、申告により還付される。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

法人税額・地方法人二税額の推移

	H23決算	H24決算(見込み)
法人税	93,514億円	97,583億円
地方法人二税	45,037億円	47,487億円
法人住民税(都道府県)	6,627億円	6,941億円
法人住民税(市町村)	17,376億円	18,399億円
法人事業税	21,034億円	22,147億円

○ 平成25年度においては、地方法人二税の増収が見込まれる。

増収が見込まれる理由

・収入年度の違いによる影響額

法人住民税については、平成25年度税収の課税ベースとなる平成24年度法人税額が伸びているため、増収が見込まれる。

法人事業税についても、平成24年度法人税額が伸びていることは、平成25年度法人事業税収の課税ベースとなる所得が伸びていることを表しているため、増収が見込まれる。

・税率引下げの影響を受けないことによる影響額

法人事業税については、法人税率の引下げの影響を受けないため、平成24年度法人税額の伸びに比べてより一層の増収が見込まれる。

法人課税に関する経済団体からの意見

○ 日本経済団体連合会「地方法人課税のあり方（平成25年5月10日）」

わが国の立地競争力を強化し、内外の企業による投資を促進し、国内における雇用を維持・拡大させるためには、わが国の法人実効税率を最終的にはアジア近隣諸国並みの約25%まで引き下げることが不可欠である。経済活動の主体は国民と企業であり、雇用の主体は企業である。企業の成長なくして雇用の増加はなく、消費の拡大も実現しない。現在、政府においては、法人実効税率は、復興特別法人税が終了する平成27年度以降の検討課題に留まっているが、わが国の厳しい事業環境を踏まえれば、遅きに失すると言わざるを得ない。税制改正は国家の成長戦略を実現する手段である。「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指し、国・地方を通じた法人実効税率のさらなる引き下げに向け、早期に道筋をつけるべきである。

地方法人課税については、国・地方を通じた税財政改革を行う中で、税目の整理・統合も含め、そのあり方を抜本的に改革し、負担軽減へとつなげていく必要がある。わが国は今や成熟社会を迎え、経済構造は大きく変化している。また、地方における税源の著しい偏在の状況が容易に変わることはない。したがって、自治体が自ら徴収する地方法人課税をもって地方財政の相当部分を賄うという現状は見直さなければならない。地方法人所得課税の国税化を図った上で、その配分において地方交付税、地方譲与税等もあわせた一般財源を保障する仕組みを構築すべきである。

○ 経済同友会「法人実効税率25%への引き下げの道（平成25年7月3日）」

こうした中、法人実効税率を国際標準レベルである25%に引き下げることは、まさに「成長戦略を強固にする税制」と呼ぶに相応しいと言えよう。

現在の高い法人実効税率を嫌気して、海外へ生産拠点等に移転している企業については、新興国の人件費上昇や過度の円高修正と相俟って、法人実効税率の引き下げを契機に、国内回帰の動きを加速させることは十分にあり得る。そして、これらの回帰を通じて、日本のモノづくりの基盤再建に寄与するとともに、そこで生み出された新たな雇用が、消費の拡大、企業セクターの収益増を通じて、更なる成長に繋がっていくことが期待される。

同様に、日本の立地競争力強化は海外企業による日本進出の加速にも繋がる。更に、法人実効税率の引き下げによるビジネスコストの低下は、国内で活動している企業の収益増加も後押しする。

法人実効税率の構成要素としては、国税である法人税と、地方税である法人住民税(法人税割)、法人事業税(所得割)、地方法人特別税に分けられる。最終的には、これらの地方税部分を他の税に代替させることで、法人実効税率の引き下げを図る。具体的には、その創設の経緯から地方法人特別税並びに法人事業税については地方消費税による代替を、法人住民税については個人住民税(所得割)及び固定資産税(土地)による代替が考えられる。

○ 日本商工会議所「平成26年度税制改正に関する意見（平成25年7月18日）」

I. 成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置

4. 立地競争力強化に向けた法人課税の軽減を

(1) 国際競争力強化のため、法人実効税率のアジア諸国並み(20%台前半)への引き下げを

グローバル競争が進展する中、諸外国が法人実効税率を引き下げしており、わが国の法人実効税率(約35.6%(復興法人特別税付加後約38%))は国際的に見て未だ高い水準にある。この状況が続けば、対日投資の減少はもとより、わが国企業の海外への生産拠点の移転が進み、空洞化がさらに加速する。結果的に、雇用が失われ、国民生活に大きな影響を与えることは明らかである。わが国の立地競争力の強化を迅速に図るため、復興増税終了を待たずに、法人実効税率を早急に競争相手であるアジア諸国並み(20%台前半)へ引き下げる必要がある。法人課税の軽減は、新たな雇用や設備投資を通じて、企業活動を活性化させ、結果として国民生活の向上に資するものである。

V. 地方の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革

1. 法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保を図るべき

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。地方法人二税は国に税源移譲し、法人課税は国際競争力強化の観点から、国として引き下げていくべきである。

地方法人二税の国税化や地方法人特別税の代替財源は、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、個人住民税や地方消費税等の地方税の中であり方を検討すべきである。

なお、地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入されたものであり、今回の消費税引き上げにあわせて撤廃すべきである。

地方税財源の確保・充実等に関する提言 ―当面の課題を中心に―(抄)

平成25年 7月9日 全国知事会(地方税財政常任委員会)

I 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

(5) 地方法人特別税の抜本的な見直し

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の確立を図るとともに、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これらが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。そのため、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、税源の偏在是正策を講じることが必要不可欠である。

このため、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図る観点から、まずは、偏在性が小さく税収が安定的な消費税と偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換などについて検討すべきである。

さらに、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保するための地方共同税や、地域間の財政力格差に対処するため、地方交付税の機能強化を図る地方共有税(地方交付税の特会直入化など)などについても、今後、検討すべきである。

○地方法人特別税・譲与税について

『平成26年度 国の施策及び予算に関する提案・要望』(関東知事会)

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、(中略)税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであり、このような不合理な暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

『平成26年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求』(東京都)

・法人事業税の不合理な暫定措置を確実に撤廃し、地方税として復元すること。

・税収の偏在に対しては、都市の財源を狙い撃ちした財政調整ではなく、総体としての地方税財源を拡充することで対応す

『平成25年度 国の施策・取組に対する愛知県からの要請』(愛知県)

地方法人特別税については、即時に廃止し、地方税として復元すること。

『平成26年度 国の施策並びに予算に関する最重要提案・要望』(大阪府)

地方法人特別税については、早急に廃止し、地方税として復元すること。

『みやぎの提案・要望 ―平成25年度 国の施策・予算に対する提案・要望―』(宮崎県)

地方法人特別譲与税の見直しを行う際は、特に財政力の弱い団体に配慮した措置を講ずること。

『平成26年度 国の施策及び予算に関する和歌山県の提案・要望』(和歌山県)

・税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること

・それまでの間は、地方法人特別税(譲与税)は維持すること

地方法人課税に関する地方団体等の意見・要望

○地方法人課税全般について

『地方税財源の充実・強化について(平成25年6月)』(四国知事会)

地方消費税の更なる充実や地方法人課税の見直しなど、税制抜本改革により、地域間の税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を早期に実現すること。

『平成26年度 国の施策及び予算に関する提案・要望』(関東知事会)

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

平成25年度の税財政等に関する要望(指定都市)

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要を対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

○課税方式・分割基準等について

『平成25年度 税財政等に関する提案』(全国知事会)

・地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充

(中略)地方団体の重要な財源である地方法人課税についての安易な縮減などの議論は受け入れられるものではない。

また、(中略)法人事業税の応益課税としての性格の明確化や税収の安定化の観点から、対象法人の資本金要件の見直しや付加 価値割の拡大など、外形標準課税制度の拡充を検討すべきである。

・法人事業税における収入金額課税制度の堅持 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

平成25年度の税財政等に関する要望(全国都道府県議会議長会)

法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

地方法人課税に関する地方団体等の意見・要望

『平成26年度税制改正に関する要望』(社団法人生命保険協会)

生命保険業の現行の課税方式は、まさに税金の安定化に寄与していると考えられます。よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

『2014年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言』(中小企業家同友会全国協議会)

法人事業税の外形標準課税の対象法人を資本金1億円以下にしないこと

『平成26年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求』(東京都)

- ・法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動量を適切に反映したものとする。
- ・地方団体間の財源調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

『平成25年度 重点提案・要望書』(福井県)

法人県民税の分割基準(従業者数)を法人事業税の分割基準(従業者数と事務所数)と同様にすること。

法人事業税について、移動電気通信業における地方税法上の事務所等の定義及び分割基準を「事業用固定資産」にするなど、受益に応じた納税を実現する制度とすること。

平成25年7月8日全国知事会議 和歌山県知事発言内容

「法人事業税の資本割の課税標準の問題。これは偏在の是正のために作られたはずだが、資本金等の額に依拠している。資本金等の額が自社株を購入すると、計算のベースとして控除して計算することになっている。和歌山県の例では、ほとんどゼロに等しいものになるので、そこはなんらかの形で立法の趣旨に近い形に戻してほしい。」

『国への政策提案書(平成25年5月)』(佐賀県)

法人事業税について、親会社による出資比率が一定水準以上の子会社については、親・子会社を一体の企業と見なし、分割基準の適用対象に加えること。また、企業が販売店等の店舗を全国展開する形態として、フランチャイズや販売代行等の契約により受託させる店舗についても、企業の「みなす店舗」として分割基準の適用対象に加えること。

法人課税の体系（H25予算・地方財政計画計上額）

	税額	法人課税全体に 占める割合		
《法人課税総額》	152,892億円	100.0%		
＜国税＞				
法人税	87,140億円	57.0%		
国分(66%)	57,512億円	37.6%	国の収入と なる税金	地方の収入と なる税金の中 に占める割合 31.1%
地方交付税分(34%)	29,628億円	19.4%		
地方法人特別税(国税)	17,685億円	11.6%		18.5%
＜地方税＞				
法人住民税 (道府県・市町村)	24,636億円	16.1%	地方の 収入と なる 税金 95,380 億円	25.8%
道府県・均等割	1,341億円	0.9%		1.4%
道府県・法人税割	5,459億円	3.6%		5.7%
市町村・均等割	3,915億円	2.6%		4.1%
市町村・法人税割	13,921億円	9.1%		14.6%
法人事業税 (道府県のみ)	23,431億円	15.3%		24.6%
付加価値割	4,265億円	2.8%	4.5%	
資本割	2,382億円	1.6%	2.5%	
所得割	14,749億円	9.6%	15.5%	
収入割	2,035億円	1.3%	2.1%	

※ 事業税の内訳は、現年課税分の見込額に、当該見込額のシェアで按分した滞納繰越分及び24年度改正増減を加えた数値。

法人課税の体系の推移

(単位:億円)

	H9			H19			H23			H25		
	収入額	法人課税全体に占める割合	地方の収入となる税収の中に占める割合	収入額	法人課税全体に占める割合	地方の収入となる税収の中に占める割合	収入額	法人課税全体に占める割合	地方の収入となる税収の中に占める割合	予算額	法人課税全体に占める割合	地方の収入となる税収の中に占める割合
復興特別法人税										9,145	5.6%	
法人税	134,754	63.3%		147,444	61.7%		93,514	60.2%		87,140	53.8%	
国分	88,938	41.8%		97,313	40.7%		61,719	39.7%		57,512	35.5%	
交付税分	45,816	21.5%	37.0%	50,131	21.0%	35.3%	31,795	20.5%	34.0%	29,628	18.3%	31.1%
地方法人特別税		0.0%			0.0%		15,560	10.0%	16.6%	17,685	10.9%	18.5%
法人住民税	30,964	14.5%	25.0%	36,980	15.5%	26.1%	24,746	15.9%	26.4%	24,636	15.2%	25.8%
県・均等割	1,265	0.6%	1.0%	1,401	0.6%	1.0%	1,370	0.9%	1.5%	1,341	0.8%	1.4%
県・法人税割	7,209	3.4%	5.8%	8,945	3.7%	6.3%	5,531	3.6%	5.9%	5,459	3.4%	5.7%
市・均等割	3,634	1.7%	2.9%	3,971	1.7%	2.8%	3,976	2.6%	4.2%	3,915	2.4%	4.1%
市・法人税割	18,856	8.9%	15.2%	22,663	9.5%	16.0%	13,869	8.9%	14.8%	13,921	8.6%	14.6%
法人事業税	47,193	22.2%	38.1%	54,703	22.9%	38.6%	21,494	13.8%	23.0%	23,431	14.5%	24.6%
付加価値割		0.0%	0.0%	5,259	2.2%	3.7%	4,177	2.7%	4.5%	4,265	2.6%	4.5%
資本割		0.0%	0.0%	2,327	1.0%	1.6%	2,237	1.4%	2.4%	2,382	1.5%	2.5%
所得割	43,516	20.4%	35.1%	43,796	18.3%	30.9%	13,175	8.5%	14.1%	14,749	9.1%	15.5%
収入割	3,677	1.7%	3.0%	3,321	1.4%	2.3%	1,906	1.2%	2.0%	2,035	1.3%	2.1%
法人課税総額	212,911	100.0%		239,127	100.0%		155,314	100.0%		162,037	100.0%	
うち地方の収入となる税収	123,973		100.0%	141,814		100.0%	93,595		100.0%	95,380		100.0%

法定外税(法定外普通税及び法定外目的税)
及び標準税率超過課税の収入額について

(単位：千円)

都道府県	H23年度収入額				標準税率 超過課税 D	合計 C+D
	法定外普通税 A	法定外目的税 B	法定外税計 C=A+B			
北海道	539,649	866,742	1,406,391	1,873,234	3,279,625	
青森県	14,617,715	173,315	14,791,030	350,334	15,141,364	
岩手県	0	83,666	83,666	1,110,140	1,193,806	
宮城県	0	452,696	452,696	5,196,561	5,649,257	
秋田県	0	229,857	229,857	742,276	972,133	
山形県	0	202,416	202,416	1,029,599	1,232,015	
福島県	847,946	473,055	1,321,001	1,745,196	3,066,197	
茨城県	605,494	0	605,494	3,269,789	3,875,283	
栃木県	0	0	0	1,708,277	1,708,277	
群馬県	0	0	0	821,876	821,876	
埼玉県	0	0	0	2,922,216	2,922,216	
千葉県	0	0	0	2,592,848	2,592,848	
東京都	0	819,768	819,768	71,003,225	71,822,993	
神奈川県	2,680	0	2,680	18,400,453	18,403,133	
新潟県	1,409,613	303,840	1,713,453	941,824	2,655,277	
富山県	0	0	0	1,018,790	1,018,790	
石川県	0	0	0	1,018,214	1,018,214	
福井県	1,015,650	0	1,015,650	549,157	1,564,807	
山梨県	0	0	0	523,867	523,867	
長野県	0	0	0	1,560,330	1,560,330	
岐阜県	0	20,112	20,112	1,078,293	1,098,405	
静岡県	182,100	0	182,100	6,629,227	6,811,327	
愛知県	0	704,292	704,292	14,330,395	15,034,687	
三重県	0	223,201	223,201	1,007,637	1,230,838	
滋賀県	0	38,684	38,684	1,598,248	1,636,932	
京都府	0	60,805	60,805	4,933,124	4,993,929	
大阪府	0	0	0	29,050,462	29,050,462	
兵庫県	0	0	0	11,226,529	11,226,529	
奈良県	0	108,544	108,544	719,251	827,795	
和歌山県	0	0	0	682,231	682,231	
鳥取県	0	5,347	5,347	353,903	359,250	
島根県	0	452,453	452,453	437,472	889,925	
岡山県	0	480,378	480,378	1,497,016	1,977,394	
広島県	0	544,909	544,909	2,261,349	2,806,258	
山口県	0	239,285	239,285	1,082,045	1,321,330	
徳島県	0	0	0	408,226	408,226	
香川県	0	0	0	675,009	675,009	
愛媛県	0	290,528	290,528	1,284,223	1,574,751	
高知県	0	0	0	407,244	407,244	
福岡県	0	196,232	196,232	3,997,543	4,193,775	
佐賀県	0	102,780	102,780	590,658	693,438	
長崎県	0	98,876	98,876	794,419	893,295	
熊本県	0	139,465	139,465	1,157,749	1,297,214	
大分県	0	279,047	279,047	776,390	1,055,437	
宮崎県	0	227,127	227,127	641,460	868,587	
鹿児島県	0	98,966	98,966	965,598	1,064,564	
沖縄県	993,858	72,966	1,066,824	450,331	1,517,155	
都道府県計	20,214,705	7,989,352	28,204,057	207,414,238	235,618,295	

普通税(法人住民税法人税割、法人事業税
及び普通税計)の徴収率について<H23実績>

(単位:%)

都道府県	法人住民税 法人税割	法人事業税	普通税計
北海道	98.5	98.9	95.8
青森県	99.1	99.3	97.0
岩手県	99.3	99.7	96.9
宮城県	99.0	98.9	95.9
秋田県	98.4	98.9	96.6
山形県	99.1	99.6	96.9
福島県	98.8	99.3	96.3
茨城県	99.2	99.1	95.3
栃木県	98.8	99.0	95.1
群馬県	96.7	95.3	95.5
埼玉県	98.8	98.9	94.4
千葉県	98.9	99.0	95.2
東京都	98.1	97.1	96.4
神奈川県	99.5	99.4	96.3
新潟県	99.5	99.0	97.8
富山県	99.6	99.8	97.2
石川県	99.3	99.8	96.5
福井県	99.3	99.8	96.9
山梨県	99.4	99.7	95.9
長野県	98.8	99.2	96.9
岐阜県	99.1	99.0	96.2
静岡県	99.5	99.7	95.3
愛知県	99.4	99.3	96.2
三重県	99.5	99.8	96.7
滋賀県	99.6	99.5	96.5
京都府	99.3	99.8	97.2
大阪府	99.1	98.4	96.2
兵庫県	99.0	99.2	96.4
奈良県	98.7	98.8	95.6
和歌山県	99.5	99.8	96.9
鳥取県	99.6	99.7	97.7
島根県	99.1	99.2	98.2
岡山県	98.5	98.7	96.6
広島県	99.0	98.9	96.6
山口県	99.4	99.6	97.2
徳島県	99.3	99.0	97.2
香川県	99.4	99.6	97.5
愛媛県	98.8	98.5	96.6
高知県	99.4	99.4	96.8
福岡県	99.0	99.0	96.3
佐賀県	99.4	99.8	97.1
長崎県	99.4	99.6	96.6
熊本県	99.3	99.5	96.1
大分県	98.7	98.7	96.7
宮崎県	99.5	99.8	96.9
鹿児島県	99.2	98.9	96.2
沖縄県	99.4	99.2	96.3
都道府県計	98.8	98.6	96.2

※ 徴収率は、平成23年度収入額(現年課税分+滞納繰越分)／平成23年度調定額(現年課税分+滞納繰越分)により算出。